第44回大会（1997年）共通論題シンポジウム

『日本農業・農村の再編・再生論』

経 済 地 理 学 会

目　　次

経済地理学会総会および第44回大会　案内　1

共通論題シンポジウム『日本農業・農村の再編・再生論』　3

Ⅰ　日本農業・農村の現状分析と再編の可能性
元木　靖（埼玉大学）：日本における水田農業地域再編成の現段階
－稲作の地域分化とその支援条件について－　5

Ⅱ　日本農業・農村の再生の可能性
【1】
塚田章二郎（信州農山村問題研究所）：日本農業・農村の再生の可能性
－農地の荒廃化に見る危機からの復活－　14
【2】
柳瀬　雄二（法政大学・非）:成長産業として評価できる日本農業の一側面
－ベンチャービジネスとしての萌芽－　24

Ⅲ　日本農業・農村における環境保全と持続可能性
鈴木康夫（九州東海大学）:中山間地域における環境保全型林業の展開
と持続可能性　－阿蘇南外輪地域および九州山地を例として－　30

巡検案内　35

◇経済地理学会総会および第44回大会◇

日　程：1997年5月24日（土）～26日（月）
　　5月24日（土）　幹事会，評議員会
　　5月25日（日）　共通論題報告・討　論，総　会，懇親会
　　5月26日（月）　巡　検

会　場：日本大学文理学部４号館　（京王線・下高井戸駅下車　徒歩７分）
　　〒156　東京都世田谷区桜上水3-25-40

共通論題シンポジウム：5月25日（日）9:00～12:00，14:00～18:00
　　座　　長　：藤田佳久，岡橋秀典
　共通論題テーマ：『日本農業・農村の再編・再生論』
　課 題 テ ー マ：Ⅰ 日本農業・農村の現状分析と再編の可能性
　　元木　靖（埼玉大）：「日本における水田農業地域再編の現段階
　　－稲作の地域分化とその支援条件について－」
　　コメンテータ：吉田俊幸（高崎経済大）
　　Ⅱ 日本農業・農村の再生の可能性
　　塚田章二郎（信州農山村問題研究所）：「日本農業・農村の再生の可
　　能性 －農地の荒廃化に見る危機からの復活－」
　　柳瀬雄二（法政大・非）：「成長産業として評価できる日本農業の一
　　側面 －ベンチャービジネスとしての萌芽－」
　　コメンテータ：斉藤　功（筑波大）
　　Ⅲ 日本農業・農村における環境保全と持続可能性
　　鈴木康夫（九州東海大）：「中山間地域における環境保全型農業の展
　　開と持続可能性 －阿蘇南外輪地域および九州山地を例として－」
　　コメンテータ：石原照俊（岡山大）

総　会・会長講演：5月25日（日）13:00～14:00

懇　親　会　：5月25日（日）18:00～20:00
　　会　場：日本大学文理学部内『レストラン チェリー』

費　　用　：大会参加費　1,000円　（学生会員　　500円）
　　懇親会費　　4,000円　（学生会員　3,000円）

巡　　検　：5月26日（月）　9:30 集合（京王線仙川駅）～17:00解散（京王線中河原駅）

テーマ：『都市農業における再生の可能性』

案内者：水嶋一雄（日本大）、卜部勝彦（日本大・非）、宮地忠幸（日本大・院）

費　用：1,000円（交通費・食事代別）

大会申し込み：

第４４回大会の申し込みは、下記の①→②手順で、５月８日（木）までにお願いします。

① 「官製はがき」または「ＦＡＸ」で、下記の［問い合わせ先（会場校）］に申し込む。

記入必要事項：氏　名・住　所・電　話・所　属

申し込み内訳（大会参加・懇親会・巡検の別）を明記してください。

② 参加費用を下記口座に振り込みください。

大会参加費　：　1,000円（学生会員　500円）

懇親会参加費：　4,000円（学生会員 3,000円）

巡検参加費　：　1,000円

東京三菱銀行笹塚支店　　普通口座番号　０７０２２６４

名　義　佐野　充　（サノミツル）　　TEL：0466-88-1855

問い合わせ先：日本大学文理学部地理学教室内　経済地理学会44大会 係

（会場校）　〒156　東京都世田谷区桜上水 3-25-40

TEL: 03-5317-9721　FAX: 03-5317-9429　E-mail: sana3@chs.nihon-u.ac.jp

大会実行委員会：

【ソフト担当】藤田佳久（委員長），石井雄二，菊地俊夫，水嶋一雄

【ハード担当】島方洸一（委員長），松村祝男，青木英一，高阪宏行，水嶋一雄，

＊佐野　充，田野　宏，＊落合康浩，卜部勝彦，＊関根智子

（＊ 事務連絡担当）

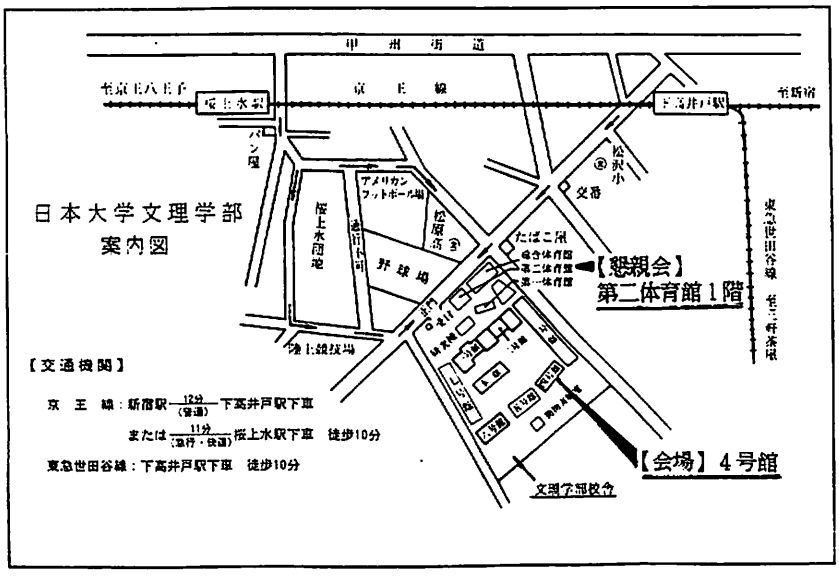

第44回大会（1997年）共通論題シンポジウム

『日本農業・農村の再編・再生論』

藤田佳久
（愛知大学・第44回大会ソフト委員長）

1997年度経済地理学会第44回大会のシンポジウムは、「日本農業・農村の再編・再生論」というテーマで、日本農業の直面する諸問題について論じ合うことになった。このところの経済地理学会大会のシンポジウムは日本経済の国際化の中での地域経済再生論や都市論を中心に議論され、農業・農村に関するテーマは疎遠になっていた。日本経済の産業構造の変化の中で農業・農村のもつウエイトが低下しつつあったことが、経済地理学会の関心にも直接的に反映したものといえる。そのためか農業・農村と対峙する若手の経済地理研究者も目立たなくなったように思われる。

しかし、この間にあって、農業・農村自体およびそれをとりまく環境の変化はいちじるしく進み、しかもある意味で日本経済および地域経済にとっても大きな意味をもつようになった。とりわけ国土保全につながる環境問題の浮上の中で農業・農村への視点は大きく変わりつつある。その点で本年度、久々に日本農業・農村の再編・再生問題を経済地理学会のシンポジウムのテーマとして取り上げたことは、日本経済・地域経済・地域環境をその根底から見直す大きなチャンスだと思われる。この機会に若い研究者を含め、経済地理学研究者がこの問題に多大な関心をもっていただければ幸いである。

周知のように、日本農業・農村は、それまでの基盤整備や食糧管理などの手厚い保護政策にもかかわらず、近年の急激な国際化、規制緩和、産業構造の再編の中でそのウエイトをますます低下させ、

それに対応して日本の食糧自給率も40%台へ縮小している。日本農業の最後の砦となっていた米についても1993年末のガット・ウルグアイラウンドによって今後国際競争下におかれることになり、今や全面的な農業自由化に直面しつつある。そのこと自体は、日本農業の保護政策の変更であり、長年にわたった農業保護政策下の農業・農村の存立基盤をつきくずす動きにもなっている。既に就業構成の多様化と減反政策の継続の中で、農業の基幹労働力の減少と高齢化で、その地位は低下するとともに、とりわけ、いわゆる中山間地域を中心に農地の放棄も急増し、一方、都市計画法の制定にもかかわらず、都市周辺では農地の転用が相次ぎ、不規則な土地利用が再び目立つようになった。

このような中で、農政と農民の分離化や農協と農民の相対化もみられるようになり、地域間競争や新たな流通組織への模索、営農規模の拡大や農家および農業組織の企業的性格の強化、作物選択の自由化が進むとともに、地域に根ざした自立的かつ持続的な農業・農村の試みや再編成の動きもみられ、それまでの農政を突き抜けた状況もみられる。それらの動きは農業・農村の地域再編成過程を示すとともに、自由化時代の日本農業・農村の再生の可能性を内包しているようにもみえる。

そこで今回のシンポジウムでは、論点を大きく　1. 日本農業・農村の現状分析と再編の可能性　2. 日本農業・農村の再生の可能性　3. 日本農業・農村における環境保全とその持続可能性　の3点に絞り、それぞれの論者を募り、コメンテーターとともに日本農業・農村の再編・再生論について論じることになった。とりわけ経済地理学的視点からの農業・農村再生の模索への可能性とそれをめぐる問題点が議論されたらと願っている。

多くの関心ある方々のご参加をお願いし、活発な議論を期待したい。

Ⅰ　日本農業・農村の現状分析と再編の可能性
日本における水田農業地域再編成の現段階
－稲作の地域分化とその支援条件について－

元木　靖（埼玉大学）

1．基本的視角

日本の農業・農村の基底的存在である水田農業（＝稲作）がもつ高度な土地生産性と国民への基本食糧供給の役割，文化的及び景観的意義，国土環境保全上の役割，さらに将来の食糧問題を考えたときの重要性については多くの人々が認めているところである。しかし経済の高度成長期以降の普通畑作農業につづいて，水田農業もまた経営的および経済的に存続しえない状況が生じている。とくに，1960年代末以降，コメ不足時代から一転して到来したコメ過剰時代，さらにはミニマムアクセスにともなう外国産米の輸入など，従来とは異なった新しい環境の出現がそれである。昭和17年から約50年つづいた「食糧管理法」の時代から「新食糧法」の時代への移行は，政治的にそれが宣言されたものといえよう。経済的にいえばわが国の水田農業の環境は「コメ」確保という生産者主導の時代から，市場原理の導入という消費者主導の時代へと移行したといえよう。

こうした環境変化のもとで，わが国の水田農業と農村は，新しい地域形成の理念をどのように見いだし，その持続を図っていくかという課題の解決を迫られている。それは零細性という伝統的な特徴のもとで発展をとげてきた水田農業が，高地価と高労賃というわが国の社会経済環境のなかで，どのようにして市場経済に対応すべきかという問いかけであり，また国民的立場からはそれをどのような考え方のもとで支援して行くべきかという問いかけであるともいえよう。

わが国の水田農業と農村に対しては，新しいコメ需要の拡大，低コスト稲作経営，さ

らには複合経営対策などの具体策が試みられている。しかしながら，水田農業と農村の不安定さは克服されていないし，またそれを国民的な理解をえてどのようにして支援して行くべきかについての合意を得るには至っていない。その意味では，いまこそ農業と農村について直視し，多様な議論が求められていると言えよう。

本発表では一つの試みとして，新たな環境変化に対してわが国の稲作農業と農村がどのように対応しているのかについての地理学的な検討結果について報告する。具体的には，第一に新しい環境変化への対応の結果として展開している水田農業地域の再編成の今日的な段階について，全国的および地域的な観点から考察する。第二にはそのうえで水田農業地域形成に向けた将来の方向性についても若干の知見を提示してみたい。

2．方法と指標

本研究では水田農業地域の再編成の動向を明らかにする方法として，近代以降のコメ不足時代から今日のコメ過剰の時代までを視野に入れながら，わが国の稲作がどのように地域分化をとげてきているのかを追求する。この方法によって地域再編成の最先端に位置する稲作地域とその類型を把握し，水田農業・農村地域に関する地理的な分析と考察を行う。

また具体的な指標としては，従来ほとんど対象とされることがなかった，モチ稲に着目する。わが国で伝統的に栽培されてきた稲はウルチとモチに大別される。両者は具体的な稲作経営あるいは稲作地域の中では一体として栽培されてきたが，近年では農家階層的あるいは地域的に分化する傾向が顕著となっている。こうした状況のもとでモチ稲を取り上げたのは，以下の二つの理由による。第一はウルチと比べモチは需要が少ないため一般に経営面積が小さいが，大半は商品生産を目的として栽培されていること。第二は，モチの場合しかも，1969年からその全量が自主流通米として扱われてきたこと。

したがって，水稲モチのこうした側面に着目することによって，零細経営を特色とした日本の稲作（地域）が，市場経済中心の流通環境に遭遇した場合どのように変化するか，あるいはどのように対応しうるのかを検討するための素材提供が可能である。

3．稲作地域再編成のプロセスと現段階

1）水稲栽培におけるウルチとモチの地域分化

近代以降100年余りの期間における水稲モチ栽培の展開過程は，その栽培面積から第1期（安定期），第2期（急減期），第3期（低位安定期）に区別される（図1，図2）。またこの過程においてモチ栽培の中心地域にも変動がみられた。そのおおまかな特徴は，旧来の東京を中心とした大都市圏域からその外周の東北南部，北陸，東山，東海等の諸地域へ，さらに今日の北海道と西九州へと同心円を描くような形で，地域的展開（主要栽培地域の移動）をとげたことである。しかも，このような変動過程を通して，伝統的にほぼ一定の比率をもって継続してきたウルチとモチとの一体的な作付関係は，農家の稲作経営レベルとともに地域的にも明確に分化傾向を現すようになった。その展開時期は第二次世界大戦後の高度経済成長期以降，とりわけ1970年代以降の米の生産調整期にあたるこの四半世紀といってよい。

2）モチ栽培における分布の変動ー地域分化以前と以後ー

上述のことをふまえ，モチ栽培地域変動の全国的な実態を詳細に確認するため，1941年（地域分化以前）と1994年（地域分化後）の分布について検討し，以下のような事実が確認された。まず，1941年当時の特色を要約すると以下の通りである。

①1941年当時水稲モチはほぼ全国にわたって栽培されていた。当時全国の市郡総数は715であるが，水稲モチは703の市郡（98%）に分布していた。また全国平均の水稲モチ

作付率は8.4%であった。

②地域的には，東京周辺を中心とした関東平野，濃尾平野周辺，北陸，北海道等に規模の大きい，まとまったモチ栽培地域が存在していた。この他例外的に東北地方や西九州に比較的規模の大きな分布がみられた。しかし，モチ作付率（対水稲総作付け面積）は一般に低く，そのなかで比較的高い作付率（10%以上）の地域としては北海道と関東の一部を指摘し得るのみである。作付率が10%の地域が三陸沿岸地域や中央高地に見られるが，これらの地域では概して栽培面積は少ない。

要するに，当時はモチ稲栽培が全国的に広く行われていたのであるが，基本的にはこれはウルチを含めた水稲栽培地域の分布の地域差を反映したものであった。ちなみに、市郡単位でみた水稲モチの作付率は5～10%台が最も多く，市郡総数の58.9%（421）を占め，ついで10～15%台が20.3%（145），0から5%台が13.3%（95）であった。一方作付率15%以上の市郡は5.9%（42）にすぎず，これらのうち郡部が25（4.5%），市部が17（9.7%）という状況であった。

つぎに，以上のような傾向と1994年現在の状況を比較し，モチ栽培地域の分布がどのように変動したか検討した。全体としては，今日の主要なモチ栽培は北海道の北部、南東北、北陸、九州など諸地方の限られた地域に集約され，全体に衰退が目立ち，大きな変動が生じたことが明らかである。今日モチ栽培面積の減少が顕著な地域として，東京周辺を中心とした関東平野，名古屋周辺の濃尾平野等の大都市圏下の地域，および北海道の道央部，東北の北部と日本海側等の有力な水稲単作地域などが該当する。一方，今日の主要なモチ栽培地域に注目するといくつかの特徴が現れていることに気づく。第一に面積の多いモチ栽培地域は同時にモチ作付率も高い傾向にあること。第二はこうしたモチ栽培地域は1941年当時と比べてほとんど一致していないことである。このことは，わが国の今日のモチ栽培地域は，栽培面積の減少過程の中で著しい地域分化をとげ，従

来とは異なった新しい特性をもって存在していることを示している。

3）新しいモチ栽培地域の特色と類型

今日、わが国においてモチ栽培が多くみられる地域の共通点として，二つのことが注目される。一つは概して代表的なモチ新品種を作付けていること，もう一つは大部分が「もち米生産団地」として成立していることである。「もち米生産団地」とは自主流通米制度の発足に伴い、全農が契約栽培を行うため流通対策の円滑化をはかる手段として，一定の基準を設けて指定をしたモチ生産地（農協）のことである。

このような新しいモチ栽培は，図3に示したように，その作付率の高い地域にほぼ対応している。しかしこれらのモチ栽培地域は地理的にいくつかの類型に区別される。まず第一は，日本列島の南北に配置される形で発生した大規模な栽培地域（①北海道の稲作限界地帯，②西九州の有明海および八代海沿海地域），第二は内陸山間部における栽培地域（①岐阜県飛騨地方、②中国山地中央部），そして第三には局地的な栽培地域（①岩手県紫波町，②その他）の，3類型である。

4）モチ栽培が地域的分化をみた理由

モチ栽培（生産）の衰退を招いた要因と発展を導いた要因を整理する。衰退要因は大別すると①都市化にともなう稲作地域の経営経済的環境条件の悪化の影響，および②米過剰時代以降の良質米（ウルチ）指向とその専作化の影響などにより，経営階層的・地域的にモチ離れ現象が進んだことが大きく関係している。

これに対し限られた地域におけるモチ栽培の発展は，共通して良質ウルチ米での生産対応が困難で，かつ米生産の経済的比重が高い地域で認められる。つまり，稲作の生き残りの手段として，ぎりぎりの経営努力の上にモチ栽培が展開している。稲作農家であ

りながら飯米用のウルチを購入する地域もあり，徹底した商品化が目指されている。それらを可能にした条件としては，①良質モチ品種の開発，②農協および行政の対応（流通，経営指導，買い入れ限度数量の配分），③水田の基盤整備，④稲作一貫機械化体系の普及，などの要因を指摘することができる。

5）モチ栽培の地域における位置づけ方

最後に，新しいモチ栽培が，一方においては，それぞれの地理的環境と密接に関連しており，明瞭な地域的性格（差異）をともなっている点に注目する必要があろう。例えば，①北海道の限界稲作地帯に展開したモチ栽培は，ウルチにまさる収益性を前提としながら，冷害対策の意義があることにも配慮されている。またこの地帯において機軸品種が、モチ産地形成の契機となった“おんねもち”から“たんねもち”へ，さらに今日の“はくちょうもち”へと変遷しつつ持続している点に大きな特色がみられた。②九州西部沿海地帯においては，佐賀平野に代表されるように肥沃な干拓地に対応した“ヒヨクモチ”を基幹品種として今日に至っているが，産地としての地位の向上を図るために他に数種類のモチ品種を加えて多角化する傾向が現れてきている。また，熊本県竜北町の例のようにい草との組合せ，あるいはウルチ品種とモチ品種がリレー式で位置づけられる例も西南団地の特色となっている。③南北２大モチ産地の間にあって飛騨地方や中国山地斐伊川上流の雲南地方などの稲作地帯においては，ウルチ米＋酒米＋モチ米という戦略の中にモチ米が位置づけられ，かつモチ加工による販路拡大により安定化が指向されている。④一方岩手県紫波町と埼玉県南河原の場合は，全体としてモチ離れがすすむ環境の中にあってきわめて局地的な産地として存立している。前者は東北の単作地帯の中に，後者は関東の二毛作地帯の中に登場した。共通して後発のモチ栽培地帯であり，かつ不安定な傾向が認められる。

4．水田農業支援の条件ー経済的側面と地域的側面ー

以上から明らかなように，今日のわが国の主要なモチ栽培地域は，従来の栽培地域が衰退過程の中で単に残存している姿を示すものではない。むしろ稲作地域の地理的条件に規定されつつ，冒頭に述べたような経営経済的環境の急速な変化に積極的に対応する中でモチ栽培地域が再生した姿とも見ることができる。そしてモチ栽培地域の展開あるいはその結果として現れた地域対応の幾つかの類型（特色）から，今後，わが国における稲作の多様性を求めることの意義と，その方向性についての示唆をくみ取ることができよう。もちろん，こうした新しい動きにはモチ「コメ」需給の変動に規定されて多分に不安定な側面もみられる。しかし，地域環境に適応した稲作展開を図ることが稲作地域として持続しうる重要な条件となっている。それを支援する条件をどのように整備していくかは今後に残された重要な政策課題でもあろう。少なくとも，以上の検討結果から，今後の稲作支援策として全国規模での経済的な対策と，一方都道府県レベルでの地域政策的な対応を考えていくことの提案が可能であると考えられる。

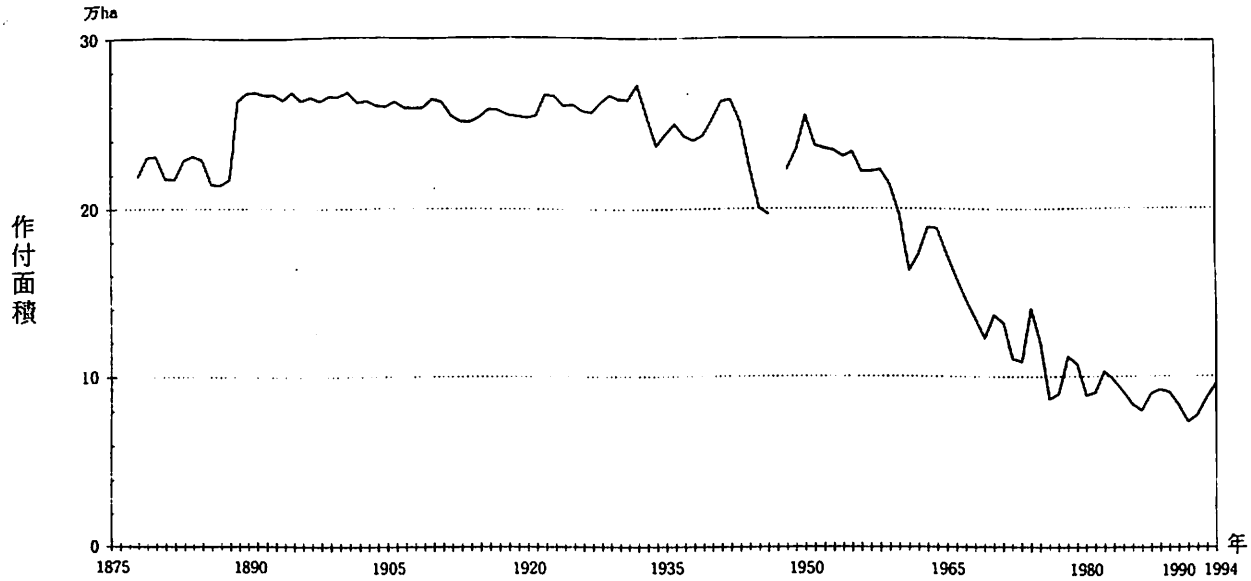

図１　日本における水稲モチ作付面積の変遷
（農商務省統計表・農林省統計表、全国米麦改良協会『もちに関する資料』により作成）

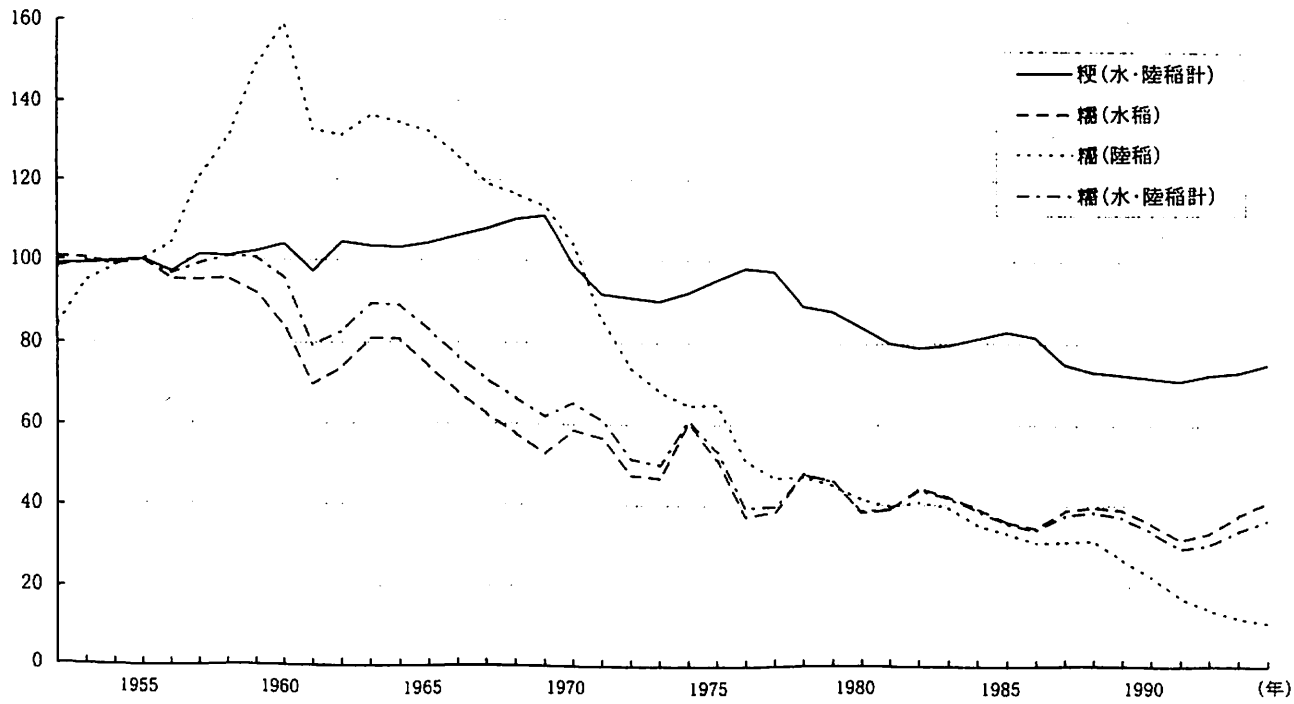

図２　日本における水陸稲別・糯（モチ）作付面積の変遷（1955年＝100）
（全国米麦改良協会『もちに関する資料』により作成）

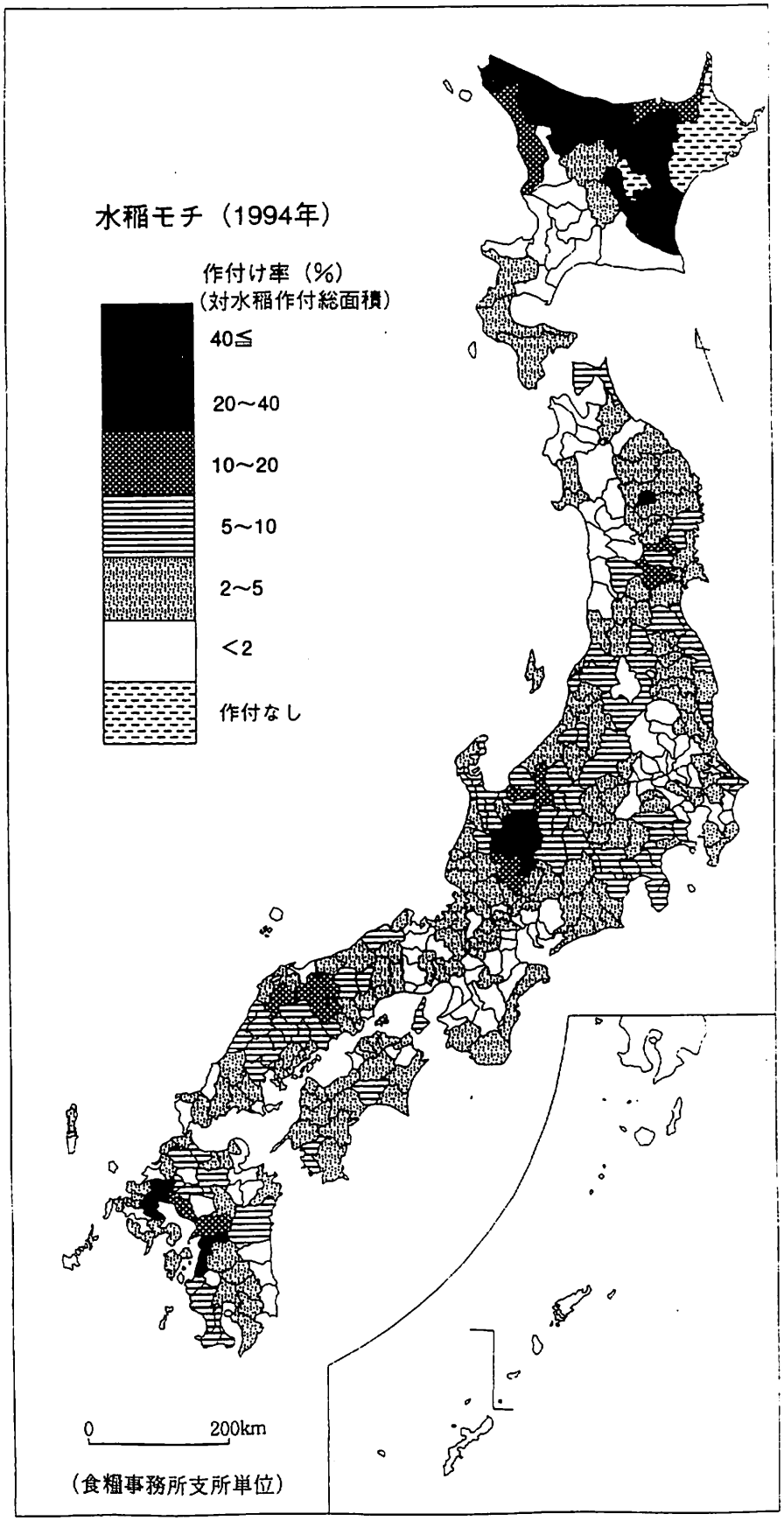

図３　作付率からみた水稲モチ栽培地域の分布―1994年―

Ⅱ　日本農業・農村の再生の可能性

【1】日本農業・農村の再生の可能性

－農地の荒廃化に見る危機からの復活－

塚田章二郎（信州農山村問題研究所）

はじめに

今回、経済地理学専攻の皆さんにお話しする契機となったのは、1994年8月に出版した『信州農業いま　未来』という本である。これを書くことにしたのは、農林水産省の試験研究機関を定年退職して、郷里の長野県農協地域開発機構に勤務した7年間の調査研究の総決算ともいうべきものである。

主なものを挙げると、農業の中核的担い手の意識調査を始めとして、リンゴ生産農家・肉用牛飼養農家・養蚕農家および米作農家の経営と意識調査、さらに農業法人を中心とする農業生産組織の実態調査などがある。

それらを通して痛感したことは、担い手農業者の高齢化が、長野県では最も有利な経営条件にあるとみられていた、リンゴ主作の農家にも及んでいたこと、地域農業を維持するために米麦作などの、村落共同体的な機械利用組織が崩壊しつつあること、さらに傾斜地桑園など養蚕の衰退に伴って、そのまま荒廃化が進んでいることなど、旧来の零細な家族労作経営がいよいよ継続困難に陥っている点であった。

そこで、地域農業の再編を狙いとして、水田作・野菜・果樹・畜産の大規模経営と生産・加工・流通等を組み合わせた複合型大規模経営の事例調査、地域営農センターに代表される農業組織調査、若手農業者の実態調査を農林水産省農業研究センターの協力を得て行

い、その成果を要約して、『中山間地農業の活路』という本にまとめ、1996年12月に出版した。

以下、長野県内を対象として、地域と作目の両面から、農業・農村の危機的状況、そこからの復活について私見を述べる。

1．再編・再生がなぜ必要か

(1)農業のもつ経済的価値と公益的機能

「農業は人間が必要とする食料等を安全・安定・安価に生産し、その対価によって生計を維持・向上させる経済的行為」と教えられてきた。日本では戦後農地制度の改革と農業技術の進歩によって、生産力は高まり、農民の生活は向上した。それが高度経済成長期に入ると、若手を中心とする農業労働力の大量流出を促し、やがて都市近郊での農地の宅地化・工業用地化をもたらす結果となり、いわゆる農業の総兼業化時代となった。

農政は、先進工業国にならって、農業の効率化を図るため基本法を制定し、規模拡大による自立農家の育成（構造政策）、需要増が見込まれる園芸・畜産部門の拡大（生産政策）、を柱としながら、米麦などの主要農産物の価格支持と輸入の抑制（所得・交易政策）など、広範な保護措置をとってきた。

確かに、生産基盤整備事業等によって大型機械化・施設化が進み、（労働の）生産性は高まったし、重労働からの解放も実現した。反面、作目の単一化・大規模化は、土壌に対する有機物の排除と化学肥料・薬剤の多用を促す一方、輸入飼料に依存した家畜からの大量のふん尿排出など、安全で安定した安価な生産にほど遠い生産体制になってしまった。

しかも、この間食糧管理制度による米作偏重政策は、消費の減少と相まって恒常的な供給過剰をひき起し、その他の農畜産物は輸入自由化の外圧をうけて、次々と敗退し土地利用型農業の活力は失われ、さきのウルグアイラウンド農業合意によるコメの部分輸入自由化をもって決定的となった。

こうした脆弱な体質を招いた基本的な要因は、農業構造の改革が不徹底のまま零細性が温存され、それが農村社会の安定につながると考えられていることであり、また賃金の上昇と地価の高騰が農産物の高コスト化をもたらして、競争力の低下につながったが、農業への依存度縮小によって、農家経済への影響が少ないと考えられていることである。

それらの結果、他の先進工業国に類例のない食料自給率（カロリーベース）47%（1995年は42%）という低さに落ちこみ、農業のもつ第一義的な経済的価値が低下しているばかりでなく、持続的生産によって得られる、就業機会・地域経済・自然環境・農業景観などの公益的諸機能に悪影響を及ぼし、農業・農村の危機と懸念される。

（２）農業・農村の危機と地域的特徴

次にそれを具体的に示すものとして、農地の有効利用率（仮称）を長野県内の市町村別に見てみよう（表１参照）。

これは、国土地理院が発表する土地総面積の中の田畑面積の合計に対し、農業センサスに示される農家の経営耕地総面積（放棄地を除く）がどれくらいかを見たもので、（違うのは当たりまえと余り重視されない比較）県全体で90年時点で156,737haに対し106,666ha（68.1％）、95年では153,136haに対し98,066ha（64.0％）である。両者の差は90年50,071ha、95年55,070ha、それぞれの時点の耕作放棄地面積は8,994haと9,548haであるから、そのギャップの一部に過ぎないと考えられる。

厳密にいえば、センサスは属人的で申告制であり、農家のみで農家以外の事業体や非農家分は含まないなど比較に無理があるとはいえ、その面積は小さく、ギャップの大部分は地目転換の行われない、長期的な荒廃農地と見なすことができる。ここでいう有効利用率の高低が農業生産の活力とかなり符合しており、農業・農村の地域性を表している。

５段階に区分してみたが、農林統計に用いる地域区分とは一致せず、生産条件を反映していることがうかがえる。その理由の一つは

林野率を主要な区分指標としている点にある。また、広域合併市町村の中には著しく条件の異なる地区が含まれている。

平均値（64.0％）より有効利用率の高いＡランクの16市町村は、盆地、段丘、高原の差はあるが、耕地は概ね平坦で、水利に恵まれているところは比較的大規模な水田作、水利の良くないところは果樹または野菜、一部畜産を含めて産地形成が進んでいる。

これに対して利用率の低いＤ・Ｅランクの37町村はすべて山間傾斜地にあって、かつて養蚕に依存してきた畑作と林業地帯で、耕地は狭小と農業条件が不利なため、最も早く過疎化したことが大きな特徴となっている。そして、中間にあるＢ・Ｃランクの67市町村は都市とその周辺の混住社会化した地域から過疎に近い中間・山間地域まで広域に及んでいる（図１参照）。

このように農林業の衰退が農山村社会の崩壊につながっているのが、いわゆる農業条件不利地域で、県土地総面積に占める該当町村の占める割合は31.1％である。もちろん、それ以外の地域と程度の差こそあれ、前述のように大きく変容を迫られる（表２参照）。

２．再編・再生の芽はあるか

（１）集落生産組織に代わる農業生産法人

家族労作経営を基本としてきたわが国農村は、村落共同体的な集落組織によって生産・生活全般を支え、個人の行動を規制もした。行政も団体もそれを基盤として事業を進め、大型機械・施設の導入など助成対象はすべて、集落組織を母体とする共同利用組合であった。

しかし、60年代後半以降の労働力の大量流出あるいは農村への住宅進出によって、農村はかつてのほぼ同質な職業集団ではなくなり、やがて風俗・習慣・意識に変化を及ぼすにいたった。その中で役員の輪番制はともかく、オペレーターなど特定個人の奉仕活動に依拠した集落生産組織が、いつまでも存続するはずはない。

そこに登場してくるのが農業法人経営である。農協法を改正して

農事組合法人の設立を認めたのは1962年で、当時協業経営・協業組織が推奨されたことを裏付けるものであった。その後農地法を改正して、一定の要件を満たしたものを農業生産法人として、農地の取得を認めたのは、その他に有限会社・合資又は合名会社で、株式会社は認められていない。通常、農業法人という場合は、農業の生産・加工を業務として行うすべての法人を指す。

因みに、全国的に設立数が多いとされる長野県の農業法人の市町村別分布を作成してみた。法人の形態と主要作目を掲げてある。県農業会議の調査によるもので、1993年現在では263法人（活動中のもの、このほか休止もあるが省略）である（図２参照）。

法人の形態としては、有限会社が最多146、農事組合法人が106、株式会社が10、合資会社１なっており、うち農業生産法人は122である。また、作目別ではきのこ部門が最多98、畜産が80、花き25、果樹20、複合17、米麦10、野菜９、農産加工４の順となっている。前掲の農地有効率の高い（70％以上）29市町村で70、中位の（60～70％）54市町村で170、低い（60％未満）37町村で23となっている。また、地域的に北信が断然多いが、これはきのこ部門が特に多いためであり、中信が少ないのは米麦・野菜部門が概して少ないことによる。その後の変化を次に示す（表３参照）。

最近の1996年の440法人（３年間に177の増）は、有限会社282と倍増、農事組合法人143、株式会社14は微増、合資会社１である。特にきのこ部門193と倍増して設置数を押し上げているほか、米麦26、複合30へ伸びが見られるが、その他の部門は微増にとどまった。

もちろん、これらのすべてが再編、再生の芽というわけではないが、地域に根ざした生産活動の担い手という点では、きのこ類や花きなどの施設型農業部門といえども、農地の取得その他の条件が許せば、土地利用型農業部門の中核となる可能性がある。飯島町が推進している地区営農組合と”いつわ”など４法人の活動はそれを意図したものであり、注目される。

（２）地域特性からみた農業の展開方向

都市近郊地域は、総じて都市化の影響を強くうけ、耕地の縮小と環境の悪化が進み、農業の後退と地域社会の変質過程にある。反面、都市住民の身近な生活環境（景観・空気・水・菜園等）として、農地は維持管理されなければならない。学習と休養を兼ねた開放型の農業公園と公的資金によって計画的に配置し、管理運営は農業法人に委託して行うなど。

平地農村地域は、引続き農業生産の拠点として、効率化と安定化を追求する。水田地帯においては、稲作を基幹としながらも麦・雑穀・飼料作物との組み合わせ、施設園芸や畜産との結合、さらには生産物の加工・販売・交流を加えた、大規模複合経営を地域の核として育成する。畑作地帯にあっては、野菜又は果樹産地として形成されている場合が多い。一部には多頭羽化の進んだ畜産経営もある。

いずれも高収益を労働集約的な技術によって確保してきたが、既に労力不足が深刻化し、存続が危ぶまれている。良質・安全・低コスト化が主要命題であるが、単品目の規模拡大だけでなく、水田作と同じように資源の内部循環を促す、大規模複合経営を目指すことが望まれる。

中山間農山村地域は複雑に分かれている。ここでは後述する農業条件不利地域を除き、田畑の混在する比較的低標高の山間地帯と戦後開拓等による寒冷気象を生かして発展した高原地帯について考えてみる。

この山間地帯は、広く分布する主要な農業地域で、かつて米麦作と養蚕、後に果樹・特産等へと変化、さらに労働力の流出が起こって、棚田と果樹園が高齢者によって支えられているのが一般的な姿である。しかし、”日本のふるさと”を感じさせる貴重な空間でもある。耕作放棄地を含めて、地区ごとに総合的な土地利用を根幹とした、農業・農村計画が特に必要であり、農業条件不利地域と合わせて後述する。

高原地帯は、比較的平坦で経営耕地面積が大きいことからレタス・キャベツなど葉菜類を中心とする産地形成が進み、大規模化によ

って高い農業所得を得る経営が出現した。しかし野菜価格の乱高下や連作障害の多発に苦しめられ、安定的とはいえないうえに、安全性への批判もあって輪作体系や畜産との複合経営、さらには観光と連結した都市住民との交流拡大が求められる。

農業条件不利地域は、西欧諸国が国土・環境保全上から一定の人口定住を促すため、農業条件の不利な地域に対し、国が所得補償その他の助成を行う政策の対象で、わが国では未だ行われていないが、その必要性の大きい地域、すなわち傾斜地が大部分を占める山間山村地域である。

かつて養蚕や林業に依存してきたが、代わるべき産業が見出せないまま、過疎化が進み、空き家の増加など、集落の存続が危ぶまれるところが少なくない。

3．農林業あっての農山村

(1)土地利用を根幹とした計画と実施

わが国はいま歴史の転換点に立たされている。戦後50年を経て産業経済の一層の国際化と地球規模の食料・環境問題への対応が求められ、そのためには戦前から持続してきた官僚主導型の社会システムを、個人の自由と責任が重視されるより民主的で、効率的な社会への転換を目指さなければならない。行財政改革はまさにその一環である。

農政もまた国家が画一的に保護と規制で押えるのではなく、地方分権を進めて自治体による自主的な計画と実施を支援し、必要な調整を行うだけに縮小すべきものと考える。そこで重要なことは、市場競争に適応できる産業としての農林業の育成について、新規参入と農地集積を可能にすることであり、また、公益的諸機能を維持する環境としての農林業の育成とを区別して、その担い手の生活を補償する制度を設けることである。

それを基本として、地方自治体（市町村）は、総合的な土地利用計画を策定し、効率的な農業のための農地については、利用権の集

積と必要な整備をする。特に農業条件不利地域の農地・林野については、遊休荒廃地を包含した後述するような、大規模複合経営の実現のための集積・整備を目指す必要がある。

もちろん、農地以外の土地についてもその地域の維持・発展のための有効利用を狙いとするもので、住民の合意を前提とするが、私権の制限についても検討の余地はある。

(2)農業・農村再生のための行政と団体

市町村が自主的に総合的土地利用計画を策定・実施するということは、従来型の補助金依存に馴れきった行政手法や開発優先の利権体質によるプランとは全く異なるものである。したがって、これを実現するためには、財政の裏付けとともに、行政力の充実、既存の関係機関・団体の再編・統合等、全地域的な企画力・実行力を高める必要がある。

上伊那郡飯島町における営農センターの役割は、現行法令の範囲内で、他産業と調和のとれた農業・農村の振興を図るため、農用地の利用調整を中心に、担い手農家への集積と土地の面的管理を行っており、総合的土地利用の試金石といえるもので、高く評価される。町役場農林課・農協営農部・農業改良普及センターほか関係団体の職員が幹事会を構成し、事務局となって4地区(合併前の旧村)営農組合を推進母体に活動している。

一般には、このほか農業委員会、農業共済組合、土地改良区、家畜保健衛生所などが、それぞれの設置目的によって存立し、独自の業務を行っており、統一した目標のもとに活動することは困難なのが現状である。まして、土地については、農用地(売買・貸借・転用など)は農業委員会が、宅地造成は都市計画部課が所管して、その間には連絡もないという具合に、中央官庁のタテ割行政そのもので、新たな発想が閉ざされている。

各地の町づくり・村づくり構想が伝えられるが、それらは地域特産の開発、歴史風土の紹介、伝統行事の復活などイベントと結びついたものが多く、本格的な土地の有効利用は事例に乏しい。特に中

山間ないし農業条件不良の農山村地域は、豊富な自然景観と歴史遺産を持ち、国土・環境の保全上大きな役割を担っている。「農林業のない農村景観はあり得ない」と強調した、スイス山岳居住者支援協会代表の言をかみしめてみる必要がある。

4．再生の可能性は担い手の成長

(1)食料・環境は21世紀の新・重要産業

飽食の時代にある日本人の危機感は乏しいが、地球規模での人口・食料はもとより、環境破壊が懸念される中、自然との共生による生態系の維持が強く求められている。国際化を大前提とした産業としての農業の効率化と環境保全的な機能を持つ農林業の安定化とを両立させることが、21世紀の新しい重要産業と考えられる。

そのことが農業・農村の再編と再生につながるものであり、これを担う者は当然のことながら新しいタイプの農業経営者とその従事者であろう。最近、注目される動きは、前掲農業法人の中で、作目だけの複合にとどまらず、生産・加工・販売・交流などを結合したいわゆる大規模複合経営が出現していることである。

ジャム・ワイン製造に荒廃農地・山林をブドウ園に造成して連結し、レストランを併設して誘客を図る（株）斑尾高原農場（上水内郡三水村）、共同養鶏から始まって有機野菜・自然卵を消費者グループと連携し、荒廃地を村のクラインガルテン建設（休暇施設）に発展させた（農）会田共同養鶏組合（東筑摩郡四賀村）、温泉朝市から特産の漬物・菓子製造、荒廃地利用の果樹・野菜生産、そば実演のレストランなど村おこしに活躍する智里東農事組合（下伊那郡阿智村）がその例である。これらはいずれも中・山間地域にある。

共通点は荒廃農地の活用を図っている点で、発展途上にあって本格的な土地利用型農業ではない。一方、平地又は中間農業地域で水田作の大規模経営を実現してきた、穂高町農業生産組合（南安曇郡穂高町）その他の法人では、経営の複合化を模索しているが、その背景には農地の集積・基盤整備の制約や地代負担の重圧がある。

しかし、こうした経営体の存立が困難となるならば、日本の農業は自給的・自家菜園的な生産だけとなり、荒廃化は更に激甚なものとなろう。市町村の支援が強く望まれる。

(2)高い理想と条件整備が若者を招く

山間地にあって放牧畜産と土地利用の中心に据えて活動している、山口県阿東町の船方総合農場と岩手県藤沢町の館ヶ森アーク牧場の経営は示唆に富んでいる。耕作放棄から荒廃農地を多く抱える農業条件不利地域の市町村に対して、特に次のとおり提案したい。

第3セクターによる土地管理会社を設立し、全地権者から自作希望面積を付して預託を受ける。総合的な土地利用計画に基いて、地形その他の条件に応じ、草地・樹林帯・樹園地・普通畑・水田および公園の各施設に必要な整備を行い、個人の自作地をそれぞれの周辺に配置した農場として貸与又は売却する。その対象となるのは、これに設備投資を行って経営する能力のある農業法人を原則とする。

国・都道府県は、このような市町村の計画・実施に必要な支援を行い、その結果として食料と環境の不安を解消し、地域農業が守られ、農村居住者はもちろん、都市住民にも快適空間が提供できるよう努めるべきであろう。

おわりに、重ねて申し上げたい。農業・農村再生の可能性は、限りある土地を人間の幸福のためにいかに有効に利用するか。それには若者に夢を与えるよう、市町村は将来を見据えた自主性のある計画をたて、実行することであり、その担い手を積極的に育てることである。

【2】成長産業として評価できる日本農業の一側面
ーベンチャービジネスとしての萌芽ー

柳瀬　雄二（法政大学・非）

1　日本農業の問題点

1-1. 中小企業政策として農業問題

まず最初に、中小企業政策として農業問題を論ずる必要性について整理しておきたい。

周知のように従来からわが国では、農業問題は農業政策と密接な関係を持ち、かつ農業政策は中小企業政策（広義の産業政策）とは別体系として論ぜられてきた。つまり、農業政策も産業政策の一部分であるとの認識がはなはだ稀薄であった。その結果、農業政策においては調整原理（さらにそれが転じたところの保護原理）が幅を利かせてきた。

それらの過去の経緯はひとまず置くとしても、現在の日本の農業が産業としての自信を喪失しつつあり、多くの困難な局面に遭遇していることについて異論のないところであろう。このことは、従来の農業政策が実はかなり以前から機能していなかったことを意味しよう。ここに至って、さすがに農水省も最近では農業政策を改めるようになった（「新政策」(1992年）等)。

問題はその新しい農業政策の方向性である。新しい農業政策の中心テーマは経営規模の拡大にある。そして、その実現手段として集団化（営農集団）を指導形象とする。

しかし、これは思い起こせばかつての中小企業政策のメインテーマであった組織拡大（組合化）と同じ発想ではないだろうか。過去の中小企業政策において、規模拡大（組合化）政策が単なる公的助成制度の受け皿づくりに走る傾向を生み、結局は失敗に終ったこと。また、組合化の促進によって主体的発展を遂げた産業分野が現実には皆無に近いことを考え合わせると　、新しい農業政策の方向性はそれらと同じ轍を踏む可能性が大いにある。

中小企業政策の過去の変遷が到達した現時点での一応のピークは、企業家精神による創業の自由と、それを制度的に支援することにあると要約して差し支えないと思われる。そうであるならば、新しい農業政策の方向性もその一点に求められるべきだと考える。以上が私が、これまで中小企業問題の対象外であった農業問題も、実は中小企業問題の一部分として扱われるべきであると考える理由である。

1-2. 農業における規制緩和

一般に先進工業国では農業は保護産業である。わが国の農業もその例外ではない。

しかし、１９９３年１２月のガット・ウルグアイラウンドの交渉妥結で、世界の農業は現状維持を前提としつつも自由貿易の発展という大きな目標に向かって一応動き出したといえる。今ではわが国もその例外ではないはずである。

今回のウルグアイラウンドの交渉では、わが国のコメの取扱いが国際的に（特に、日米間では　）大きな問題であった。勿論、国内的にも最大の政治課題の一つであった。結論は、周知の如く、６年間の猶予期間を交換条件として獲得はしたものの、７年後の関税化は避けられそうにもない。長い間一種の国是であったコメの国内保護政策を放棄して、事実上コメ市場の開放を諸外国に対して約束した形になっている（→今後６年間はミニマム・アクセスの実施という形式による部分開放、その後は再度交渉という建前になってはいるが、関税化以外の貿易障害を認めないガットの大原則に抗する途はもはや残されていないであろう）。

わが国の農業の中でも、コメはこれまで格段の保護政策を与えられてきた（保護政策とはその産業（市場）への参入を企てる者の立場からは一種の規制政策である）。

その保護政策の根幹はコメの国内市場を国際市場から隔離したこと、つまりコメの輸入を認めないことから始まる。この国境政策によって国際市場から隔離された国内のコメ市場は、次に、食糧管理制度によってコメの生産から集荷、販売までのすべてを国の計画統制下に置かれることになった。コメは一定価格によって国に買上げられ、一定価格によって国から消費者に販売された。つまり、コメの生産者にとって顧客とは一般消費者ではなく国を意味していた。

しかし、ウルグアイラウンドの政治決着は、それらの基本政策を根幹から揺るがすこととなった。国境政策の放棄は、国による国内コメ市場の独占的なコントロールをも不可能にした。また同時に、諸外国と国内との生産コストの格差の問題が、よりクローズアップされることとなった。

９３年１２月のウルグアイラウンドの決着を受けて、条約内容を国内法化するための措置が採られた。「食糧管理法」の廃止である（「新食糧法」の制定；９５年１１月から発効）。「新食糧法」の運用詳細については未だ不明な部分も多いが　、確実に言えることは、①コメの全量管理という考え方は放棄して部分管理に国の役割を縮小したこと、②国の役割の本旨は備蓄にあり、流通は原則民間の自由に委ねること、③その結果、農協の集荷独占権が失われること、　④一律強制の減反（生産調整）を廃止して希望者のみの選択的減反制度とすること、⑤従って原則としてコメの生産、流通、販売が自由になること、である。

つまり、この分野で相当部分にわたり規制緩和が実現することを意味する。

規制緩和が進み、競争市場が出現すると生産コストの格差が無視できない問題となってくる。諸外国と国内との格差は当然のこと、国内でも地域や規模による生産コストの格差が顕在化してくる。これまで、コメづくりにおいて一般消費者を顧客と考える意識が少なかっただけに、実際にはこの格差の治癒は容易ではないであろうが、その解決策を模索しつつあるのが現在の日本の農業である。

1-3. わが国の農業の現状（問題点）

わが国の農業の抱える最大の問題は、生産性が低く利潤機会に乏しいため、農業の後継者がいないこと、つまり産業としての魅力に乏しいということに尽きる。

かつてウルグアイラウンドの交渉時期に、（主に）全農、食糧庁が中心となって「独立国家としての食糧自給体制の必要性　」を根拠に自由化阻止を唱えていたが、全くのナンセンスであった。なぜなら、その保護政策をとり続けてきた過去３０年間に農業従事者数が激減し、殊に、後継者（新規参入者）の不足が年ごとに深刻な問題となってきた。仮に、コメの自由化が認められなくても、生産者不足によって遠からずコメの自給体制は崩れていったと考えられる。

論ぜられるべきは、いかにして農業に産業としての魅力を回復させるべきかであった。その意味で、７年余りに長引いたウルグアイラウンドの交渉は、日本の農業にとって上記の課題を解決するための天佑とでも呼ぶべき貴重な時間であった。しかし、実際には「コメの輸入化絶対阻止」がヒステリックに叫ばれるのみで、「これから日本の農業をどうつくりあげ

ていくか」についての具体的な議論や提言がほとんどなかった。日本の農業の将来のためにも、この期間を浪費してしまったことが本当に悔やまれる。

生産性が低くて儲からないこと、つまり産業としての魅力に乏しいことが日本の農業問題の根幹ではあるが、それは現象面として次のような6つに現れる。

① ＧＤＰに対する農業の寄与比率の低下（＝産業として影の薄さ）
② 専業農家比率の驚異的な低下（＝兼業農家比率の増加）
③ 農業従事者の高年齢化（＝極端な新規就労者の減少）
④ 一向に改善されない高コスト体質（→流通段階も含まれる）
⑤ 農業全体の中でも米作比率が低下
⑥ 国全体の食糧自給率の長期的低下

その原因は、これまで農業（特にコメづくり）に企業家的自由度を認めなかったことにある。減反制度一つを例にとってもその十分な説明になろう。自由度を認めない根拠は、「食糧管理法」による国境政策、流通の国家独占（実際は農協独占）、生産の国家的統制にあった。

ところで、その遠因は１９６１年に定められた「農業基本法」にも求めることができよう。すなわち戦後の農地開放の成功をうけ、基本法では自作農体制がわが国の農業の理想とされた。そのため農地法では農地の集中に制約を設けた。その結果、農地の所有権（または使用権）は細分化されたまま今日に至り、小規模零細農業を存続させる下地となった。

これまでの数々の農業保護政策は、農業全体としての比較優位性を育てるためというよりも、これら小規模零細対策に焦点を当てたものが余りにも多かった（例えば、全国一律のコスト基準を採用する米価算定の考え方、など）。実際には零細事業者の保護が主目的となり、その実現のために組織化（組合化）という手法が多用された。その意味では、（所轄官庁に違いがあるだけで）従来の農業政策にも、紛れもなく中小企業政策的手法が導入されていたと考えるべきであろう。

2　日本農業の可能性を論じる

では、これまで瑠々論じてきた日本の農業に（特にコメづくりについて）産業として再生、発展する可能性があるのだろうか。結論を急ぐならば、大いに肯定すべきと考える。但し、それには次のようないくつか条件の留保が必要であろう。

第１に、「利潤動機」が積極的に肯定されるべきこと。

農業者には（農協関係者、農業経済学者にも）、往々にして「農業は地域や伝統、環境の保全にも有効で、単なる儲け仕事ではない　　」といった観念が見受けられる。一種の村落的共同体意識の現れとも考えられ、この観念はコメづくりの場合に殊に顕著である。

しかし、「単なる儲け仕事ではない」と言い切ったところから、産業固有の緊張関係を失い始めたとも考えられる。それが農業の生産性が他産業に比較して長期停滞している一因ではなかろうか。

利潤動機と他の目的との両立は可能である。事実、中小企業であっても「地域や環境との共存」などは今日多くの企業で副次的にも経営目標になっており、　　農業だけがそれを声高に主張するには合理性に乏しいと考える（農薬使用量などから判断すると、現在の日本の農業が環境保全に本当に役立っているかどうか客観的に言って疑わしい面がある）。

第２に、利潤動機を肯定した結果、コスト競争力を整備する必要がある。

コスト競争力を整備するためには色々な手法が考えられるものの、まず考えるべきことは耕地の大規模化、集約化である。稲作農家の耕地面積で比較した場合、アメリカ９３ha（減反後）に対して日本は１haである。これを単に国土の面積の差だけで説明するのが妥当かどうか、。実は、その相当部分が自然地理的な問題というより（農地を手放さないという）社会システム的な問題である。従って、農業基本法が理想としたような自作農ではなく、借地農業（小作農）での規模拡大を社会システム的に支援していく制度（農地情報の市場化など）が必要である。

耕作請負いによって耕地を拡大している富山県のサカタニ農産や、土地区画整理事業を上手に活用した千葉県の印旛沼周辺の大規模耕作農家（臼井土地改良組合）などは、わが国でも大規模耕作が可能であることを知らせる事例である。また、そこで実現している生産コストがいずれもカリフォルニアの米作コストにも大きな遜色のない点も着目すべきである。

第３に、販売から入る農業、つまりマーケティングの重視である。

従来の農業では、「売れるかどうかは収穫後の話」（つまり、予定販売量の見通しが無い）という場合がほとんどであった。野菜などその典型である（国に全量買上げのコメ等は例外であるが、そのため逆に、産地としての適不適に関係なくコメが選択生産されてしまった）。農業では「販売」という言葉よりも「出荷」という言葉がよく用いられる。

野菜などは、豊作になると投げ売りされ、逆に品不足の時には足下をみて値を吊り上げるといったことが実際これまでにもあった。その結果、需要者側（特に、大手小売業、外食産業など）は絶えず価格の乱高下、安定供給の不安につきまとわれていた。今日、わが国で野

菜などの輸入が増えている背景には、「円高」以上に、このような過去に農業者自らが招いた原因もある。青森県の黄金崎農場では多少価格が安めでも、大根（漬物加工用）の委託栽培に徹し、翌年の販売見込量から逆算して今年の大根の作付量を決めて、結果的にロスの少ない農業を実践している。

また、福岡県の朝倉町農協では、地元産の青ネギを全国に売出す時、大手広告代理店のプロデューサー等を加えた戦略チームをつくった。十分な市場調査を加えた上で、「博多万能ネギ」というネーミングを採用してブランドの確立を計った。まず、東京、大阪の料亭などの高級飲食店をターゲットとして絞り、その後一般飲食店にまで裾野を広げていった。

上記２つの事例はいずれも、農業においてもマーケティングの重要性を我々に教える。

第４に、川下への進出、フードビジネス（食品産業）の一部として農業が自立すること。

前述のように、従来の農業では「出荷」＝「販売」であった。その結果、真の消費者ニーズを生産者が知る機会が少なく、また、野菜や果物など生産者の出荷価格が消費者価格に比べて惨めなほど低いのが常であった。つまり、農業者側に製品の付加価値を高めるプロセスがほとんど無かったことが問題である。

岡山県の赤坂町では、地元の「朝日米」を三井物産の販路を利用して販売するようになった。この際、より付加価値を高めるべく加工工場を作り、洗米加工して業務用に量販して好実績を上げている。また、三重県阿山町の農事法人もくもく（畜産農家の集まった組合）は、地元産の大麦の有効利用を検討した結果「地ビール」　　事業に進出し、同法人の本来的な事業である畜産製品（ハム、ソーセージ）との相乗効果を生み出している。

さらに、北海道の中札内農協（帯広市近郊）　　のように農作物の付加価値を高めるため、農協が自前の乳製品販売会社、澱粉販売会社を作って直販し成功しているようなケースもある。

第５に、地域や気候などの特性を活かした独創的な農業をすること。

これまで農業の世界では、「一律に横並び」の発想が余りにも強すぎた。その典型例を天然の栽培北限を遥かに超えて、東北・北海道にまで及ぶコメづくりに求めることができる。しかもこれら地域のコメづくりでも、多収量を狙うため品種的な弱点を抱え、ちょっとした冷害でも大きな被害がでることになる。

経営学では「経営戦略の基本は差別化にある」と教えるところであるが、農業では「他者追随の経営戦略」がこれまで無原則に受入れられてきた観がある。

前述のように、典型的な中山間農業地帯である福岡県の朝倉町では、地元の青ネギを東京、大阪で商品化することを企画した。当時、東京ではネギの青い部分を食する習慣がなかったが、それを逆手にとった差別化であった。その結果、航空会社に働き掛け、ネギを採り入れたその日に都会で食べられるようなルートを作った。その努力あって「博多万能ネギ」は今では朝倉町最大の産業になっている。

第６に、知識や情報を重視すること。その結果、ネットワークを形成する必要が生じる。

アメリカで「農業は最大の知的産業の一つ」と言われることがある。これは、シカゴの穀物相場を読みながら収穫や出荷の時期を決めたり、天候、機械の稼働状況を判断しながら農

場のスケジュール（作業段取）を生産者自らがタイムリーに決める必要があるからに他ならない。

千葉県の印旛沼周辺の大規模耕作農家（旧非土地改良組合）や富山県のサカタニ農産では毎年厳密な原価や限界利益の計算が行われている。また、生産技術の向上についても過去の体験をバックデータ化して将来へ備えている。原価管理の決め手は、作業管理（農作業や機械のスケジュール管理）にあるとの意識が強く、分単位の作業スケジュールをこなし、大規模な農地の機械の移動も極力ムダのないルートが計算されている。

しかし、私の限られたヒアリングの範囲の中ではあるが、この種の事例は稀有といってよい。その大半は出荷価格に関する知識程度（例年より、作物がどれくらい高いか安いか、といったこと）しか関心がなく、正確なコスト計算など無縁である。さらに、生産技術的にも未だ経験に依存している部分が相当に多いのが実情である。

確かに農業が気候や病害虫に左右される部分はあるが、全体的に観察すればそれらの悪影響は部分的発生から漸次広がっていくのが常である。不連続的に「ある日突然に全滅」という場合はむしろ少ない。　従って、生産者間をネットワークで結びことなどによって、あるA地点での病害への対応策とその成功、不成功を、他のB地点での技術的教訓に活かすことは可能なのである。すべてを「自然のなせる技」と帰してしまい、技術開発や研究開発を怠りの、体験を知識にまで止揚していかないとすれば、わが国の農業と農業者のためにも本当に不幸な事である。

このように、経験中心になりがちで、従来とかく軽視してきた知識や情報を自らの中に取込むことによって、産業としての水準を高め、自らの足腰を強めることができるはずである。

Ⅲ　日本農業・農村における環境保全と持続可能性
中山間地域における環境保全型林業の展開と持続可能性
－阿蘇南外輪地域および九州山地を例として－

鈴木康夫（九州東海大学）

1．はじめに

森林率が高く耕地率が低い中山間地域の多くは、農業地域としては「条件不利地域」として位置づけられる。耕地率の低さをカバーするために、九州の中山間地域では林野をたくみに利用し、農業経営を維持・存続させてきた。具体的な営農形態は次章に記すとして、特徴的なことは、農業と林業を組み合わせた経営体つまり「農林家」として生き残りをかけてきた。

近年、九州の中山間地域は、国際競争・輸入自由化の波を受けて、経済地域としての存立基盤が崩壊直前の危機的状況にある。農林家が苦境にあるのは、経営の３本柱であるシイタケ、子牛、木材の価格低迷というトリプルパンチを被っているためである。

こうした状況のなかで、中山間地域の町村では、農林家の救済策と自然環境の保全策というふたつの地域再編策を打ち出し、対応し始めている。農林業の順調な展開によって維持されてきた自然環境が、農林業の衰退によって大きく損なわれることが懸念されるからである。

本発表では、このように「問題地域」化しつつある九州の中山間地域の現状を報告するとともに、環境保全型農林業の展開と持続可能性について検討を試みる。なお、中間農業地域として熊本県の高森町と蘇陽町を、山間農業地域として宮崎県五ヶ瀬町と諸塚村を、それぞれ研究対象地域として選定した。４町村は隣・近接する位置関係にあって、前者は阿蘇山南外輪地域に、後者はその南の九州山地に位置している。

2．研究対象地域における農林業の存立形態

1）阿蘇南外輪地域の農林業の存立形態

阿蘇南外輪地域は熊本県高森町、蘇陽町、清和村の３つの町村からなる。本研究の対象地域である蘇陽町は町域のほとんどが外輪山の斜面に位置し、高森町はカルデラ内にも広く町域を有している。高森町に限っては外輪山の斜面に位置する地域だけを、蘇陽町についてはその全域を研究対象地域とした。

阿蘇南外輪地域の農林業は、きわめて地形的特色を強く反映した実態を呈している。地形的にみると、南阿蘇の外輪山の斜面は北外輪斜面ほど平坦ではないが、おしなべて緩やかな傾斜地が卓越している。全体的に北から南に緩やかに傾き、そのなかに浸食作用によってできた谷間が樹枝状に伸びている。浸食谷と浸食谷の間の斜面は平坦に近いところもあれば、低起伏の丘陵が発達するところもある。土地利用的には、浸食谷は水田、平坦な土地は畑（写真１）、緩やかな傾斜地は牧草地および樹園地、急傾斜地は杉、ひのき、くぬ

ぎなどの森林がそれぞれ分布する。

この地域の農林家のほとんどは、林業的には零細な経営体で、農業経営に重点をおいている。農業の経営形態としては複合経営が卓越する。複合経営部門は米、たばこ、子牛生産、肉牛飼育、露地野菜、施設園芸、栗、ブルーベリィ、シイタケ、茶など多岐にわたっている。農家によってその組合せはまちまちであるが、総じて少なくとも４～５の作目を組み合わせていることに特色がある。

たとえば、高森町の野尻地区では米、葉たばこ、子牛の生産・肥育、高原野菜などを組み合わせた経営が一般的である。ひとつひとつの部門からの収入は少ないが、トータルの収入で何とか経営を維持してきている。近年の子牛や肉牛の価格低落によって、畜産部門の経営破綻・放棄が顕在化しているが、このようなただひとつの部門の傾きによっても農家経済は相当のダメージを被っている。本来ならば複合経営は危険分散的性格が強く、つねにいずれかの部門の成績不良を前提にして成立しているはずである。しかし、ここではひとつの部門の成績不良が即、農家経済のみならず農村経済の沈降に結びつく脆弱な複合経営を強いられている。

２）九州山地の農林業の存立形態

本研究の対象地域である宮崎県五ヶ瀬町と諸塚村は、九州山地の脊梁の尾根を隔てて隣合う町村である。五ヶ瀬町はさきの熊本県蘇陽町とも隣接しあう。五ヶ瀬町と諸塚村はともに山地が卓越し、農地面積はきわめて少ない。山間農業地域の典型的事例といえるが、両町村は農業地域として若干の地域差がある。

五ヶ瀬町には熊本県境付近を流れる五ヶ瀬川すじに段丘が発達し、平坦地が少ないながらも存在する。また阿蘇山に近いところには外輪斜面と同じ丘陵地形も同様に少ないながら存在する。山地域では全体面積の半分くらいは高起伏の険しい山地であるが、残る半分は小・中起伏山地である。高起伏山地は脊梁の尾根寄りの地に卓越する。

これに対して諸塚村では平坦地は極端に少ない。沖積低地や河岸段丘が発達しない中央構造線の南側（西日本外帯）特有の地形を呈している。村の南端を流れる耳川の本流すじでは断崖・絶壁が連続している。村の最も低い標高の土地は150mくらいで、そこから標高1,000m近くの脊梁の尾根までのほとんどが山腹斜面をなしている。山腹斜面の比較的緩やかな傾斜のところに集落と田畑が存在する。耳川の支流である七ツ山川、柳原川、野川の中流域に沖積低地がわずかにみられる。

このような山地の卓越という両町村の地形的特色を反映して、農林業の展開状況をみると、当然ながら林業が農家経済と地域経済の大きな柱になっている。両町村の山腹斜面には戦後の拡大造林期に杉、ひのきが植林されてきた。しかも私有林が卓越し、林家一戸当たりの所有面積も大きいことに特色がある。しかしながら、林業だけでは自立できないので、山腹斜面でも営める農業としてシイタケ栽培を農林家経営の車の両輪としてきた。シイタケ栽培の原木であるくぬぎは購入するのではなく、農林家自らが山腹斜面に植林して

きた。

五ヶ瀬町と諸塚村における農林家の複合経営の形態をみると、さきの阿蘇山南外輪地域と同様に、4～5の作目を組み合わせていることに特色がある。杉、ひのき、くぬぎなどの木材生産とシイタケ、子牛、茶などの生産を組み合わせているのが一般的である。米、野菜も作付けはされるが、自家消費用の生産にとどまっている。

はじめにも指摘したように、五ヶ瀬町と諸塚村では、経営の3本柱であるシイタケ、子牛、木材の価格低迷というトリプルパンチを被っており、農林家の所得は激減している。さきの高森町、蘇陽町よりもさらに事態は深刻で、まともに国際競争・輸入自由化の波を受けて、経済地域としての存立基盤が崩壊直前の危機的状況にある。

3．阿蘇南外輪地域および九州山地における環境保全型農林業の展開

1）環境保全型林業の展開

前述の諸塚村と五ヶ瀬町を流れる耳川、五ヶ瀬川とその支流は、渓流釣りの愛好者にとっては一級の河川である。ターゲットとなる魚はヤマメで、毎年放流もするが、釣り残されたヤマメが定着し自然産卵をくり返す良好な河川環境を維持している。

河川が良好な状態を維持しているのはそれなりの理由がある。下流に位置する日向市や延岡市の飲料水として利用されるために、流域の家庭や事業所に浄化槽が普及していることもあるが、なによりも農林業の展開、とりわけ山腹斜面の土地利用が大きく影響している。急斜面には比較的多く自然林が残り、緩斜面にはシイタケ栽培のほだ木用のくぬぎが植えられている。落葉広葉樹のくぬぎは杉に比べて、根が深く張り土もやわらかいために雨水の保水機能と斜面崩壊を防ぐ土止め機能にすぐれる。

地域住民によれば、拡大造林期以前の耳川と五ヶ瀬川の川相は今からは想像がつかないくらい、とても良好な状態だったという。海からかなり上流までアユ、ウナギ、蟹などがのぼってきた。自然林が卓越していたためである。それが戦後の大規模なダムの建設と拡大造林の時期をとおして河川は悪化の一途をたどり、並行して洪水被害、斜面災害、道路決壊が頻発した。杉、ひのきの成長とともに現在は悪い状態から、比較的よい状態にもちなおしたところにあるという。杉・ひのき林における間伐・除採、枝打ちを励行して、杉・ひのきに雑低木を混じえた複層林をつくりあげている効果もあらわれているとされる。

このように、こと林業部門においては環境に配慮した林地利用と施業がなされている。1985年の朝日森林文化賞に輝いた諸塚村の「モザイク林相」（写真2）などはその典型といえよう。このような環境保全型の林業は本来ならば国有林で実施されるべきものであるが、実際には相反した状況にある。それがなぜ諸塚村で可能なのかというと以下のような4つの要因を指摘できる。

①一戸当たりの林野所有面積が比較的大きく、しかも細切れに分散して所有している。②なるべく集落の近くにほだ木用のくぬぎ林と、ほだ木伏せ込み用の杉林を所有する必要があった。③林道が高密度にとおっている。④山腹斜面に集落が分散して立地しており、

各集落上の斜面災害を防ぐ必要があった。

2）環境保全型農業の展開

本研究地域における環境保全型農業の展開状況を概観すると以下のようになる。

前節で指摘した山腹斜面を保全しているくぬぎ林は、シイタケ栽培という農業経営を前提にしている。とすれば、シイタケ栽培は当該地域にあって際たる環境保全型農業ということになる。もし、自家経営内部でくぬぎを植林できるほど山林面積がない地域なら、当然シイタケ栽培のほだ木は地域外から調達されることになるから、必ずしもシイタケ栽培は環境保全型農業にはならない。この地域の場合、原木ほだ木を自己山林もしくは地域内でそのほとんどを調達している。少しでもシイタケ栽培のコストを削減するためであるが、このことが地域山林の環境保全に結びついたわけである。

また、子牛の生産のための母牛の飼育や肉牛の放牧も環境保全型農業といえる。採草地や放牧地の経営は環境保全につながる。たとえば放牧地では春先に野焼きがおこなわれるが、最近の畜産経営不振によって野焼きがおこなわれる放牧地が著しく減少している。その結果、放牧地の荒地化が進んでいるばかりか、管理不足もたたって土壌浸食も進んできている。畜産経営の安定が、農業的土地利用面での良好な環境の維持につながっていたことになる。

また、野菜栽培においても環境にやさしくかつ安全性の高い生産活動が主流を占めている。とくに販売を目的としない多種類の自家用季節野菜の生産においてはそれが顕著である。農林業センサスによると、ほとんどの野菜の項目で、面積は計上されないが栽培農家数が多くみられる。自家菜園的な多種類少量生産型の野菜生産が卓越するためである。これらの野菜は生食や保存食にされるが、無農薬もしくは減農薬栽培と有機肥料栽培による安全性の高いものである。雑木林から採取した落ち葉、道路や畑の脇で刈り取った雑草、牛糞などが土づくりに生かされている。高齢者層が中心になって作付けされ、手間はかかるが販売利益に左右されない生産活動になっている。余剰作物の一部は国道沿いの無人販売所において安価で販売され、地域住民やよそから訪れた人たちに好評を呈している。美味しさと安全性が評価され、量的には少ないが市民生協に流通される野菜類もある。

野菜だけでなく、米、茶、果樹なども無農薬もしくは減農薬栽培と有機肥料栽培による安全性の高いものである。米はほとんど自家用か親戚に配られる範疇での生産であるが、茶や果樹は販売を目的とする場合が多い。蘇陽町の特産物であるブルーベリーは観光農園内での生食だけでなく、ワインやジャムに加工され販売されている。生産量は少ないが、消費者に人気があり、売れ行きは好調である。

以上のように、阿蘇南外輪地域および九州山地の農林家は、自らが暮らす自然環境をたくみに利用し、かつ環境保全と食品安全性を重視した生産活動を展開している。それを支えているのは、①複合経営のひとつひとつの部門では利潤は少ないが、トータルではそこそこの稼ぎがあること、②稼ぎにはならなくとも自給的生産そのものが家計の出費を抑制

している。こと、の２点を指摘できる。

4．中山間地域における環境保全型農林業の持続可能性

全国的にみれば、中山間地域の農林業においては著しく経営環境が悪化している。すでに経済地域として存立することができなくなった農林業地域も多くある。そのなかにあって、九州の中山間地域の農林業はかろうじて崩壊をまぬがれてきた。その理由は主要産品である木材、シイタケ、子牛、茶などの価格が比較的よい状態を保ってきたからで、これらを複合経営のなかに組み入れた地域農林家では後継者の定着も多くみられた。「定住」と「再生産」がうまく機能してきたわけである。

ところが、近年の木材、シイタケ、子牛の価格低落とその長期化は、本研究対象地域の農林家に以下のような深刻な影響をおよぼしている。第一に後継者の回帰がこの10年間くらいの間ほとんどみられなくなった。世代交代期に地域農林業の衰退が懸念されるところである。第二に農林業の所得が大きく減少したために、農林家は本来の生産活動に対して自らの労働力投入を回避し始めた。土建業、森林組合の作業、出稼ぎなどによる臨時収入に生活の糧をもとめている。

しかしながら、地域農林家の多くは、収入にならなくとも自家山林の手入れも必要最小限こなしている。子孫に受け継ぐ山を荒らすのを防止するためと、後々の木材の価格上昇を期待してのことである。山腹斜面の環境保全にくぬぎ林や複層林施業がよいとしても、このままでは現状の継続さえ危ぶまれる。

また、平地農業地域に比べて中山間地域の営農基盤はしっかりしていない。耕地の存在形態、つまりは面積そのものが少ない、傾斜地に存在する、分散しているなどの悪い条件のために土地基盤整備の進展に遅れをみているためである。補助率の高い土地基盤整備事業にはある程度まとまった耕地面積が必要とされるから、スタート時点から中山間地域は「落ちこぼし」にされたことになる。加えて、中山間地域でのそうした事業は莫大な事業費を要する割にきわめて投資効率が悪い。

しかし、国や県ができない事業を中山間地域の農林家が個別投資でおこなうことは困難である。まして現状では農林家経済は瀕死の状態にあるから、どうしても国や県の資金助成を受けなければ中山間地域の農林業は存続していけまい。環境保全と地域農林業の活性化を目的とした公共投資としての生産基盤整備の展開が早急にのぞまれる。

本研究対象地域における環境保全型農林業の持続可能性は、現状では見通しが暗い。最終的には、国が国内農林産物の優遇措置、具体的には輸入規制と価格支持を政策的に図らねば持続は不可能かもしれない。市場原理にそぐわず経済効率追求にも限界がある「条件不利地域」を、環境保全という視点からの国策として側面から支えるなんらかの対応がもとめられるところである。

巡　検　案　内

1　テーマ　　：　「都市農業における再生の可能性」

2　案内者　　：　水嶋一雄（日本大）・卜部勝彦（日本大･非）・宮地忠幸（日本大･院）

3　日　程　　：　5月26日（月）

4　集合時間　：　午前9時30分

5　集合場所　：　京王線　仙川駅

6　巡検コース：　次のようなコースと内容を予定しています。

世田谷区の野菜農業－調布市の園芸農業－府中市の企業的園芸農業

（この巡検は、単に見学してまわるものではなく、農家を訪問して経営者と討論し、都市農業の再生の可能性について考えるものです。）

7　解散時間　：　午後5時

8　解散場所　：　中河原駅

9　定　　員　：　30名

10　地形図　　：　2万5千分の1　溝口　武蔵府中

11　参加費用　：　1,000円

この他に交通費と昼食費が必要です（移動には公共交通を利用します。また、昼食は移動中に各自で自由にとることにします。）

共通論題テーマ：『日本農業・農村の再編・再生論』

1997年度

経済地理学会総会および第４４回大会

この資料は、レジュメに納めることが
できなかったもののみです。

追　加　資　料

会　　場：日本大学文理学部　4号館

塚田章二郎（信州農山村問題研究所）：「日本農業・農村の再生の可能性 －農地の荒廃化に見る危機からの復活－」

表1　長野県の市町村別に見た農地有効利用率と農業生産性との関係

市町村数 120（平成7年）

利用率ランク ＼ 生産性ランク	a 耕地10a 11万円以上（7）	b 耕地10a 9～11万円（24）	c 耕地10a 7～9万円（19）	d 耕地10a 5～7万円（35）	e 耕地10a 5万円未満（35）
A 80%以上（16）	川上村（202）　南牧村（103）　小形村（115）	佐久市（95）　大町市（100）　松川村（122）　原村（121）　伊那市（59）　飯島町（97）　駒ヶ根市（80）　宝田村（79）	小布施町（70）　豊野町（69）　高森町（76）	佐久穂町（107）　豊科町（76）	
B 60～80%（35）	軽井沢町（107）　朝日村（39）	三郷村（99）　穂高町（91）　南箕輪村（93）　臼田市（75）　上山田町（48）　富士見町（58）　立科町（78）　望月町（74）	松本市（70）　中野市（69）　坂城町（71）　諏訪市（77）　須坂市（64）　上山田町（67）　戸倉町（76）　豊丘村（79）　文堂市（68）　南木村（57）　高山村（67）	筑摩町（70）　中川村（75）　牟礼村（86）　武石村（78）　東部町（44）　北御牧村（96）　佐久市（78）　三水村（77）　木島平村（75）　上田市（70）　信濃町（52）　飯山市（76）	別所温泉町（69）　坂本村（77）
C 50～60%（32）	軽井沢村（92）　御代田町（80）	小諸市（69）　松川町（77）　八千穂村（71）　木祖村（61）　小海町（99）	飯田市（73）　塩尻市（77）　国分寺市（69）　岩村田市（70）　下条村（67）	浅科村（66）　辰野町（91）　白馬村（72）　阿智村（78）　長門町（81）　長谷村（93）　豊田村（76）　栄郷町（57）　関田村（71）　九子町（102）	王滝村（31）　大鹿村（105）　大尾村（50）　南木曽町（26）　阿南町（79）　日義村（70）　城北村（76）　売木村（76）
D 40～50%（16）		佐久町（51）　望田町（69）　北相木村（39）		和田村（57）　麻績村（93）　明科町（97）　青木村（91）　下諏訪村（90）　高遠町（97）	山口村（98）　上松町（91）　泰阜村（37）　相川村（93）　栄村（62）　木曽福島町（47）　南城村（16）
E 40%未満（21）				四賀村（37）　宇奈村（21）	大団村（37）　三岳村（146）　天龍村（33）　上村（19）　美麻村（73）　牟川村（14）　南信濃村（17）　下開田町（29）　八坂村（43）　鬼無里村（36）　小谷村（31）　中条村（30）　波合村（14）　南相木村（21）　信州新（26）　小川村（32）　生坂村（16）　奈良村（27）　浦川村（61）

注 1）農地有効利用率 ＝ 農家の経営耕地延面積（95センサス）／土地統計の耕地面積合計（別掲土地統計）×100 ＝ %。ランクA～E

2）農業生産性区分… 農業就業者1人当たり生産農業所得と耕地10a当たり生産農業所得の組み合わせにより区分。ランクa～e

3）農地有効利用率の最高は川上村の100.4%、最低は箱川村の11.8%、平均は64.0%。ランク別（ ）内の数は市町村数。農業生産性区分の最高は川上村・波田町・南牧村の170万円以上・21万円以上、最低は上村・箱川村・三岳村・天竜村の20万円以上5万円未満であり、（ ）内の数は市町村数。資料：秋ケ下民治氏の農業生産所得推計（ほか、農林水産統計情報）より作成。

4）市町村の下の（ ）の数字は、農家1戸当たりの平均経営耕地面積。

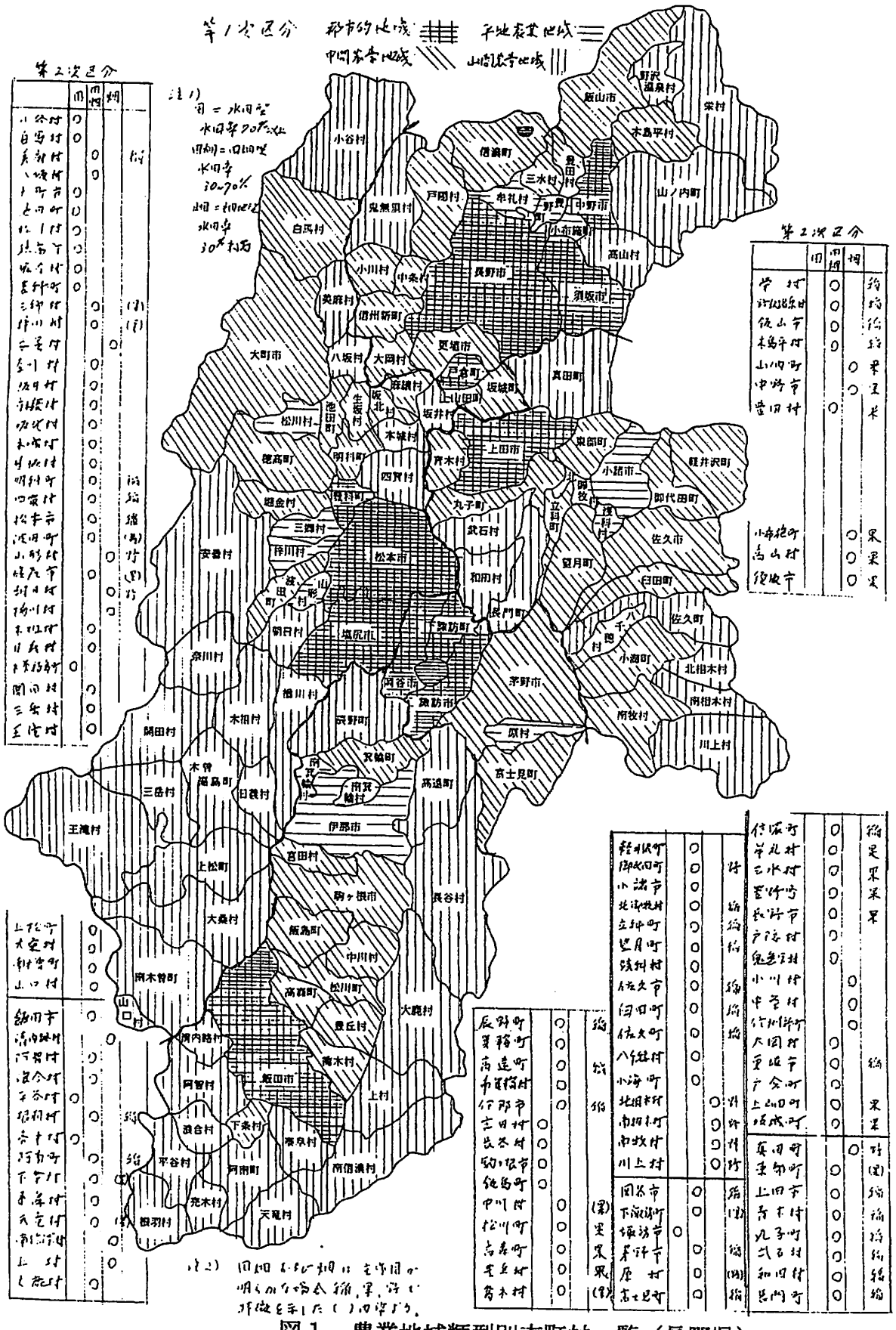

図１　農業地域類型別市町村一覧（長野県）

表2　市町村別の農地有効利用率の推移と耕地放棄地面積率および人口高齢化率

（長野県）

単位：％

市町村名	有効利用率 '90	有効利用率 '95	耕地放棄率(95)	高齢化率('95)
川上村	116.6	100.4	0.4	20.9
南牧村	91.6	96.7	2.7	22.2
南相木村	92.6	91.8	1.5	19.1
北相木村	95.9	96.4	0.7	22.3
大町市	85.3	85.9	1.1	21.2
松川村	86.7	85.9	0.6	19.8
原村	86.8	84.5	5.1	22.2
伊那市	85.9	83.8	2.0	19.0
飯島町	80.2	81.7	2.5	22.6
駒ヶ根市	78.7	81.0	1.9	19.3
富士見町	81.6	80.4	0.7	18.4
小布施町	98.2	90.3	1.7	19.4
豊野町	87.5	85.3	4.6	22.7
高森町	79.3	80.1	2.1	22.1
塩尻市	98.6	98.1	0.6	19.3
豊科町	86.6	85.1	0.9	18.8
波田町	79.5	77.1	1.4	16.4
朝日村	75.0	75.5	2.9	21.6
三郷村	76.3	74.8	1.5	18.6
穂高町	73.4	73.3	1.9	18.6
南安曇郡村	73.8	71.9	0.9	14.6
塩尻市	71.7	71.8	3.9	16.4
上山田町	72.1	69.0	5.4	22.3
富士見町	66.8	66.1	8.6	24.1
立科町	65.2	65.0	19.5	23.7
望月町	65.6	62.4	18.1	26.8
松本市	81.7	78.7	4.6	16.6
中野市	84.4	77.1	8.6	18.4
松川町	78.3	75.0	3.1	22.1
飯綱町	72.7	68.7	5.8	17.3
須坂市	71.1	67.7	7.6	18.0
山ノ内町	71.3	67.4	9.6	22.9
戸倉町	71.6	66.9	10.5	18.6
坂城町	69.9	65.4	6.0	25.2
更埴市	62.2	64.1	6.5	18.8
豊丘村	63.7	60.9	13.7	26.3
高山村	65.8	60.9	9.6	18.9
真田町	78.5	73.9	4.1	17.7
中川村	77.4	73.1	3.6	23.5
牟礼村	73.1	72.2	10.7	20.4
武石村	72.2	68.3	6.9	26.1
茅野市	68.1	67.1	7.0	17.0
北御牧村	74.3	66.6	11.9	24.7
佐久市	67.1	65.8	9.7	19.5
三水村	67.6	63.9	7.3	23.0
木島平村	67.0	63.5	7.1	28.3
上田市	62.7	62.9	9.0	17.5
信濃町	66.7	61.7	10.6	24.2
飯山市	64.7	61.1	8.8	24.2
野沢温泉村	79.7	79.0	7.6	24.6
坂井村	64.3	60.7	9.4	29.2
南相木村	68.6	57.6	3.8	30.5
御代田町	67.2	57.0	11.1	16.5
小諸市	62.4	56.7	16.4	18.9
軽井沢町	66.2	56.3	18.1	18.1
八千穂村	54.9	54.5	12.5	25.5
木祖村	52.3	53.4	17.1	25.3
小海町	57.3	51.6	10.0	26.5
佐久町	63.2	59.4	8.9	21.3
坂城町	52.9	53.2	9.9	19.6
岡谷市	51.7	52.9	15.4	18.2
長野市	57.9	52.8	12.1	15.8
下条村	62.5	57.1	9.7	26.5
浅科村	61.8	58.9	18.3	24.1
臼田町	52.1	58.5	13.5	22.5
池田町	61.3	57.8	8.7	22.2
辰野町	61.3	56.2	7.1	20.9
白馬村	65.5	55.7	9.4	17.1
阿智村	54.7	55.2	9.3	24.8
佐久町	61.7	54.3	16.8	27.4
長谷村	62.2	53.9	5.4	36.5
望月村	61.6	53.9	12.1	24.2
東部町	58.0	53.3	12.8	18.4
関田村	62.4	52.1	18.6	29.6
九子町	56.2	51.5	18.5	22.3
売木村	66.7	50.0	6.7	35.3
王滝村	54.7	58.2	22.0	23.2
大桑村	57.9	56.8	20.1	25.7
大鹿村	56.1	54.0	10.9	38.6
南木曽町	56.9	53.7	0.4	29.2
阿南町	56.1	51.8	15.9	33.2
日義村	56.4	57.2	12.0	23.3
坂北村	52.4	50.0	8.6	27.6
佐久町	50.8	48.1	17.5	24.1
真田町	52.6	46.8	11.5	22.0
北相木村	50.8	44.6	8.0	32.7
臼田町	50.8	49.4	12.5	30.0
麻績村	54.6	48.6	15.1	32.5
明科町	50.1	47.0	14.1	23.2
青木村	53.3	45.1	21.5	27.2
戸隠村	48.0	45.7	18.2	32.1
石遠町	50.4	45.3	18.3	30.6
山口村	62.9	49.8	14.2	25.7
上松町	61.4	49.2	23.6	27.1
泰阜村	49.8	48.0	21.2	34.4
根羽村	63.4	45.7	9.1	32.7
栄村	49.5	44.2	13.5	36.6
本城村	46.3	42.1	20.3	28.6
木曽福島町	45.3	41.1	25.5	21.9
四賀村	34.3	31.5	27.1	28.5
平谷村	26.8	19.7	7.7	34.1
大岡村	36.1	39.9	29.0	41.4
三岳村	49.4	39.2	23.1	28.2
天龍村	53.4	37.8	6.6	39.4
上村	43.9	37.2	23.8	34.0
美麻村	41.3	35.5	17.6	27.2
会川村	43.6	34.9	11.1	26.9
南信濃村	36.4	34.8	9.2	36.9
下諏訪町	34.8	31.4	16.9	19.6
八坂村	36.1	30.2	21.0	29.9
鬼無里村	35.1	29.5	34.2	34.5
小谷村	32.4	28.6	31.4	25.9
中条村	25.9	28.6	42.9	35.5
沼合村	30.0	27.3	25.0	30.1
南相木村	21.0	27.1	27.3	35.0
信州新町	31.4	25.0	42.4	32.0
小川村	28.5	24.6	41.8	36.0
生坂村	23.5	23.3	28.5	31.4
本尾村	20.5	22.9	36.7	18.1
楢川村	13.0	11.8	29.0	24.4

表3　長野県における農業法人の設立状況（活動中の法人）

農業会議調べ

		米麦	野菜	果樹	花き	畜産	きのこ	複合	農産加工	合計
1993.2（平成5年）現在	農事組合法人	10	6	9	7	41	20	9	4	106
	有限会社	-	3	9	17	35	74	8	-	146
	合資会社	-	-	1	-	-	-	-	-	1
	株式会社	-	-	1	1	4	4	-	-	10
	計	10	9	20	25	80	98	17	4	263
1995.3（平成7年）現在	農事組合法人	11	7	9	7	42	24	13	4	117
	有限会社	5	4	10	21	38	89	10	-	177
	合資会社	-	-	1	-	-	-	-	-	1
	株式会社	-	-	1	1	4	6	-	-	12
	計	16	11	21	29	84	119	23	4	307
1996.3（平成8年）現在	農事組合法人	17	8	9	8	47	31	16	7	143
	有限会社	9	6	17	28	53	154	14	1	282
	合資会社	-	-	1	-	-	-	-	-	1
	株式会社	-	-	1	1	4	8	-	-	14
	計	26	14	28	37	104	193	30	8	440

注）．合名会社は該当なし

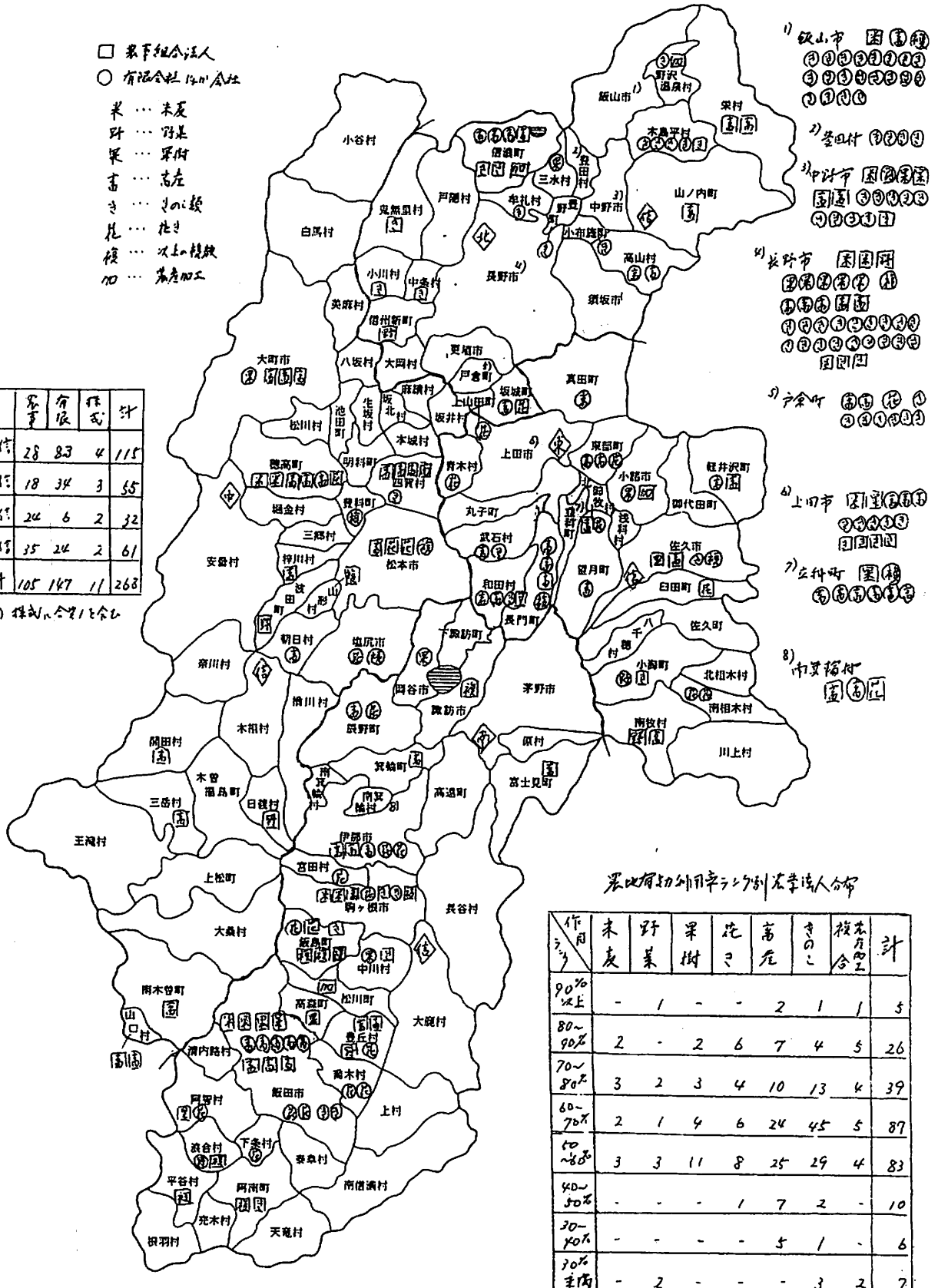

	農事	有限	株式	計
北信	28	83	4	115
東信	18	34	3	55
中信	24	6	2	32
南信	35	24	2	61
計	105	147	11	263

(注) 株式に合資1を含む

農地有効利用率ランク別農業法人分布

作用 / ランク	米麦	野菜	果樹	花き	畜産	きのこ	複合	畜産加工	計
90%以上	-	1	-	-	2	1	1		5
80~90%	2	-	2	6	7	4	5		26
70~80%	3	2	3	4	10	13	4		39
60~70%	2	1	4	6	24	45	5		87
50~60%	3	3	11	8	25	29	4		83
40~50%	-	-	-	1	7	2	-		10
30~40%	-	-	-	-	5	1	-		6
30%未満	-	2	-	-	-	3	2		7
計	10	9	20	25	80	98	21		263

図2　長野県の農業法人市町村別分布（1993年2月　農業会議調べ）

柳瀬雄二（法政大・非）：「成長産業として評価できる日本農業の一側面 ーベンチャービジネスとしての萌芽ー」

農業における企業家的活動の実例

1

1.名称	2.所在地	3.形態
石川県農業経営者クラブ	（石川県能美群寺井町と周辺地域）	任意の勉強会

4.事業の特徴	5.データ
同クラブは別名を「補助金を拒否する会」ともいう。コメどころ金沢平野の大規模専業農家が集まって作っている任意の勉強会。クラブとしての独自の事業は特に行っていないが、農業問題に対する問題認識は高く、優れた実践家の集団でもあり全国から視察が絶えない。	・昭和４９年発足 ・年４回の勉強会が主たる事業 ・会員は２０戸

6.事業の経緯

(1) クラブの中心的な存在である竹本敏春氏の父平一氏（故人）は、昭和４０年に「稲作日本一」にも選ばれた篤農家（後に米価審議委員も歴任）であり理論家でもあった。平一氏は地価の高い日本で大規模耕作を実践するためには、借地による大規模化以外にはないと考え早くから実践、わが国の借地大規模耕作の先駆者とされる。

(2) 平一氏を中心に、近隣の意欲ある専業農家が集まり自然発生的に勉強、交流のサークルができあがり外部からの講師招聘、先進事例地との交流を繰り返し、昭和４９年からクラブとして正式に発足させた。会の運営費用等は全て自己負担であり、農村地域によく見られる単なる親睦団体を遥かに越えた真摯な集団と評価しうる。

(3) 同クラブの会員は、自らの体験からも「補助金や補助事業をキッパリと断る」（竹本氏）ことでも共通認識を持つ。（「補助金は農家の体質をむしろ弱める」のが理由）

7.詳細情報

(1) 竹本敏春氏（寺井町）は20.5haの農地（自家所有3.2ha，借地14.3ha，作業請負 3ha）を夫人と２人で耕作する。借地の地主は全部で４３人（ほぼ全員が竹本氏に全所有地を貸しているが、統計上はこの４３人は「第２種兼業農家」である。中には年収６億円の陶器会社の経営者まで地主に含まれている）。

氏の農閑期の最大の仕事は、この４３人の地主への挨拶回りである。氏は地主を「お客さん」と呼び、４３人の「顧客名簿」には盆暮れの付届けまで細かく管理されている。「私の経営は他人様から預かっている田畑で成り立っている」とのこと。

昭和６１年、氏が作業場を新設（費用８００万円；自己資金と融資で調達）した際、補助事業の話があった。内容は、３戸共同事業の形で補助事業にする（５０００万円でライスセンター（米の乾燥・保存施設）を建設する）という話であった。

５０００万円の事業には半額２５００万円の補助金がつき、残り２５００万円を３戸の農家で割る（一戸、約８００万円）ことになる。氏も「見栄えも立派な５０００万円の施設」に悩んだが、結局断った。理由は、①補助金設備は規格・仕様がかなり細かく規則で決められていて使い勝手を独自に工夫しにくかったこと、②３戸共同とはいっても、他の２戸は兼業であり、費用負担や管理作業の相当な部分が実際は竹本氏の負担となりそうだったためで、結局、自費（８００万円）の道を選択した。

「作業施設や農業機械は個人の投資になじむもので補助金は必要ない。その分、基盤整備や圃場整備を国でもっと進めてほしい」「国が圃場整備さえやってくれれば、後は自分の力で十分にやっていけます」（同氏）とのことである。

(2) 和多昇氏（辰口町）は33.5haの農地（自家所有3.0ha，借地20.5ha，作業請負10ha）を夫人と２人で耕作し、１０００万円以上の年収を得る。一見、大規模農家として順調そうであるが、現在、氏の抱える悩みは、専業農家のアキレス腱ともなりかねないため以下に詳述する。

和多氏はこれまで、大型機械の導入に積極的に取組んできた。一台数千万円もするような機械は兼業農家では手が出ず、その大型機械ゆえに専業農家としての格段の作業能率を誇ることができた。そのため、和多氏の元に町内の（兼業）農家から多くの作業委託の要請を受けることができた。

しかしここ５年ほど、農水省の指導もあって町内に「機械利用組合」ができるようになってきた。「機械利用組合」とは２０～３０戸の農家が集まり、農業機械や作業施設を共同購入するもので、多額の補助金もつく。ここに参加する農家は、他に定職をもつ「第２種兼業農家」か、勤めを退職した「第１種兼業農家」である。

高価な大型機械を使えることで、会社勤めの兼業農家でも土・日あれば農作業ができるため、農業のプロに頼む必要が少なくなってきた。そのため、和多氏への作業委託がここ数年キャンセルされる傾向にある。

「やる気のある営農集団を作るなら判るが、退職老人やサラリーマンばかりを集めて形ばかりの営農集団を作っても後継者が結局育たない。この種の制度は、逆に我々のような意欲ある者の規模拡大を妨げている」（同氏）とのことである。

(3) 東田郁三氏（小松市）は、以前はタクシーの運転手をしながら８０ａの水田を営む完全な兼業農家であったが、専業農家への夢を捨てきれず、昭和４５年に新しく拓かれた干拓地に入植した。36.2haの農地（自家所有10.2ha，借地26ha）を夫人と長男の３

人で経営する。

東田氏は「機械を長もちさせることが、農業での最大のコストダウン」といい、自らタクシー運転手だった経験を生かして実践する。機械の整備、点検は冬の農閑期に集中させる。

例えば、５００万円で購入したコンバイン（法定償却年数５年）は、既に十分な整備を施すことで１０年近く使っている。つまり１年使えば１００万円メリットを生み出す計算になる。この他にも、２０年目（法定償却年数８年）というトラクターも現役で活躍している。

東田氏も、かつて補助金のつく機械利用組合に参加したことがあったが、①機種選択も皆で協議して決めるため自分の経営方針とは合わなかったこと、②補助金では、不必要なモノまで揃える必要があるため結局高くついたこと、③機械の使いたい時期が皆集中するため不満があったこと、を組合制度の欠点と指摘する。

8. 全体の評価・考察

農業における補助金が、（その理念はともかく）実際にはどのような性格に近いかがよくわかる事例であろう。

農業補助金が、職業的専門農家の育成のために使われることが少なく、それ以外の目的のために使われていることは従来からよく指摘を受けている。「補助金で、立派な道路や集会所をつくっても利用できるのは町に勤めている勤め人がほとんどです」（ある会員）との指摘には説得力がある。

また、農業補助金は原則として個人ではなく集団（組合）に対して交付されることになっているが、それが現実には無理の多き集団を故意に作らせている。

9. 企業家精神の視点から

農業のプロフェッショナルではあっても、外形的に企業家精神を論ずる余地の少ない事例のようにも思われる（特に、竹本敏春氏は農業エリートの２代目である）。

しかし、「農業補助金が農家を強くするものではなく、むしろ体質を弱める」との指摘は重要であり、会員はそのインデペンデント（独立）の気風を自らの事業に実践する。このことは極めて重要なことと考える。（地元の農協からは「天敵」扱いされている）

また、クラブは進取の気象に極めて富んでいる点も補足しておきたい。全国から一流の専門家を招いた研究会を２０年以上も続けており、しかも、その費用をすべて自分達で負担し続けている。

2

1.名称	2.所在地	3.形態
株式会社　秋川牧園	山口県山口市	株式会社を中心としたネットワーク

4.事業の特徴

農業をネットワーク化して規模の利益を実現する一方で、無農薬野菜の栽培やブランドの確立で高付加価値を実現。農業を本業とする企業でありながら株式の店頭公開を目指している。

5.データ

- 年商３７億円(平成7年)、２年以内の店頭公開が目標
- 農産物の付加価値を自ら高めることが特徴

6.事業の経緯

(1) 創業は、昭和４７年に現社長である秋川実氏が「残留農薬の心配の無い食べ物作り」「後継者のできる農業」の理念実現を目指して地元で鶏卵とブロイラーの生産を始めたのがきっかけ。

(2) その後、健康食品のブームが到来。「地鶏が全国的なブームになり、消費者は低価格品を求める一方で、高くても良いものを求める時代」（秋川氏）になり、無農薬食品の生産が旺盛な需要に追いつかなくなっている。扱い商品も、牛乳、野菜と次第に加えていった。農産物を自社加工し、付加価値を高めて市場に出すのが同社の基本方針

(3) 平成６年３月期に３３億円だった売上高は翌７年３月期には３７億円にまで拡大（12％増）、平成９年３月期決算をもとに株式の店頭公開を予定している。

7.詳細情報

(1) 同社は山口市内に41.7haの農場を持ち、乳牛６５頭鶏四千羽を飼育、牛乳や肉類を加工販売する能力も有する。図のように、生産協力農家として鶏卵農家６戸、養豚農家７戸、無農薬有機野菜栽培農家３５戸と契約している。同社が協力農家に無農薬栽培のノウハウと資材を供給する一方で、協力農家が生産した農産物を全量同社が引取り消費者に販売する。

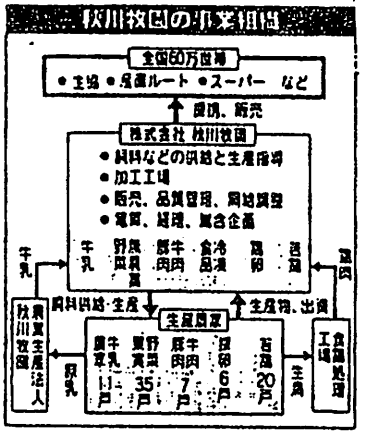

（出所）同社パンフレットより

これまでの販売方法は、会員制販売（直売）の他、生協、広島市、高知市などの有力スーパーマーケットとの提携販売に依存してきたが、平成７年６月から、「牧園倶楽部」という直営店の大手スーパーへのテナント出店も開始。この「倶楽部」は会員制をとり、同社の無農薬の野菜、牛乳、食肉、鶏卵の他、自社開発の惣菜品も販売している。

なお、図のように牛乳は加工工場で市乳に加工されて販売されるほか、鶏卵、鶏肉、豚肉も自社の加工工場で全て加工されてから販売されている。

「生き物への愛情が必要な農業は本来、家族的な経営が理想だけれど、個々ばらばらのままでは経営規模が零細すぎてコストアップにつながる」と、秋川氏は家族経営の良さを生かしつつ、その限界をネットワーク化で乗越えたと説明する。

事業で得た利益は、労働、資本、内部留保の三分の一ずつ振分けるのを原則としている。即ち、具体的には秋川牧園従業員へのボーナス、農家などの株主への配当、自己資本増加分へと期末決算でそれぞれ充当している。

(2) 前述のように、株式店頭公開の計画があるが、既にベンチャーキャピタル（日本合同ファイナンス）が出資しており、平成７年３月末には取引先金融機関３行も同社発行の株式引受けを終えた。それが実現すれば、山口県下では初の店頭登録企業となる。
株式公開の第１の意図は、当然ながら資金調達力の強化である。
同社では平成５年、二次加工部門強化のために２億円をかけて冷凍食品工場を建設した。さらに平成７年からは総額４億円をかけてその２期、３期工事に着手する。その他、「牧園倶楽部」の店舗出店でも総額６億円（計画４０店）を予定している。
従来は事業計画に必要な資金は、原則として役員、従業員、協力農家の３者が事業ごとに共同出資してきて、金融機関等からの融資を受けてこなかった。これは、「返済負担の圧力が農家の誇りを奪う」との信念からでもあった。

しかし、事業規模の拡大につれてそれも限度に近づいており、公開が実現すれば公募増資で自己資本の厚みを増すことが可能となる。

また第２に、公開による知名度の向上も期待される。
これは、今後展開していく「牧園倶楽部」の展開戦略を側面から支援するものであろう。「倶楽部」は平成８年には首都圏進出を予定しており、その後は全国展開も計画されている。そのため、資金的な解決になると同時にブランド力の向上に役立つことも期待されている。

8.全体の評価・考察

(1) 農家を技術指導し、できた農産物を加工して販売する手法に、「もはや、総合商社や乳業メーカーと何ら代らない。それでは、農家は搾取されるだけである」（山口市農協幹部）と地元農協は極めて冷ややかな見方をしている。また、地元の食品業界からも同様の見方が多い。

しかし、「農家の技術指導」と「農産物の付加価値を高めること」こそが、そもそもの農業組合活動の原点であったはずである。農協は「搾取」を口にするが、生産協力農家はいずれも自発的に参加しているものであり、運営に不満があれば契約を解消する自由も有している。

(2) 農業に関連した企業の株式公開例としては、平成6年に「雪国まいたけ」（新潟証取育成部）、ブナシメジ栽培のホクト産業（店頭市場）がそれぞれ公開している。

秋川牧園も含めたこれら3社に共通するものは、事業基盤を自然に依存する農業生産だけに止めずに、工業化、ブランド化を図り、流通支配まで射程範囲にいれていることであろう。

ただ、カイワレ大根の工業的製品化に成功しながら、乱売、価格競争に巻き込まれて経営破綻した経営例もある。その点では、秋川牧園の自己資本優先の発想は優れて農業的であると同時に、資金リスク回避の発想でもあると評価し得よう。

9.企業家精神の視点から

(1) 左記のような批判に対して、秋川氏は「当社は自らが農業者。食品加工業者が付加価値をつけて売らんがための無農薬や品種改良で農家を指導するのとは発想が全く逆」と反論する。また、「農協には、農民のイニシアティブ（主体性）を守りながら、市場へアクセスしようという理念も実践も欠けている」とかなり手厳しい意見を持つ。

農協はこの意見に対し、農家の立場に立った責任ある反論をすべきである。

(2) 農作物の付加価値に絶えず注目し、加工分野へ進出し続けてきたことは、農業における優れたイノベーションと評価できよう（結果的に、食品製造業の一部分としての農業を実現する）。

また、いたずらに自作地の拡大にこだわらず、協力農家をネットワークで構築していく柔軟な発想も十分にイノベーティブなものがあろう。

(3) 山口県には、この他にも地域を大切にしながら、法人経営による複合経営を目指して30年の実績を持つ「有限会社船方総合農場」（坂本多旦代取）のような先駆例がある。

秋川氏も船方総合農場の坂本氏から「学んだ点が多い」と語る。企業家を育てるには、その分野の良きライバル、良き先駆者も必要だということであろう。

3

1.名称	2.所在地	3.形態
岡山県・赤坂町	同　左	地方自治体＋三井物産ほか

4.事業の特徴	5.データ
コメどころの岡山県、赤坂町が三井物産のコンサルティングを受けて、「地域おこし」の一環として地元の「朝日米」の高付加価値に取組み実績を上げつつある。行政と企業とがパートナーを組んだ好事例。	・コメの加工販売（高付加価値化）、販路の確保 ・農業にリサイクルを取入れた発想を実験中

6.事業の経緯

(1) 赤坂町と三井物産（肥料部）とは、平成４年より「村おこし」のためのコンサルティング契約を締結し、今年で３年になる。その理由は、「商社は中央の最新の動きなど情報量が多いから企画を頼んだ」（同町産業課）ためである。

(2) 三井物産から具体的に提案されたのが、飯米加工事業である。
具体的には、第三セクター方式で「赤坂天然ライス（株）」を設立し、地元産のブランド米（朝日米）やもち米を、冷凍ピラフ、柿の葉寿司、赤飯、弁当用白飯などに加工して販売するのがその事業目的である。この第三セクターには、同町が51%、三井物産が10%、芙蓉物産（大阪府守口市）が39%を出資している。

計画では、町が５億６千万円を投じ（資金の半分は、「地域農業基盤確立農業構造改善事業」の補助金で賄う）て飯米加工工場を建設、それを第三セクターが運営する。平成７年９月に完成し、平成８年１月から本格稼働の予定。年間生産能力は 750トン（赤坂町の年間コメ生産量は1200トン、その６割を処理する計算になる）で、採算上は「年間５８０トンの処理が目安」（三井物産）である。

(3) 既に販路を確保しているところがこの事業の強みである。出資者でもある芙蓉物産は関西を中心にしたスーパー４２店舗に「銀杏屋」の称号で持帰り寿司の店舗を展開している。また、スーパーやレストランにも白米（洗米）を供給しており、その既存ルートをそのまま使うことができる。
三井物産も自社の取引関係を利用して、航空機の機内食向けに柿の葉寿司を売込み中である。

また、柿の葉寿司で使う「柿の葉」そのものを町内で作り、殺菌、加工する事業も起こりつつあり、有形無形の波及効果が期待される。

7.詳細情報

(1) 三井物産の赤坂町へのコンサルティング事業は、同社肥料部の手掛けていた「ニューファーム２１」という「村おこし」事業の一環である。本来は肥料を売ることが同部の本務であるが、付加価値をつけるための提案型営業からコンサルティング事業へと発展していったものである。

徳島県相生町、同神山町、岩手県東和町、広島県城東町など同社に相談に持込まれるコンサルティング案件は急増しており、近く、北海道由仁町でもハーブを中心にした地域活性事業を立ち上げる予定である（平成８年予定）。三井物産では、赤坂町のケースをモデル事業として、全国で３０か所程度に今後同じような形態で展開していきたい、とする。

(2) 三井物産との関連では、「赤坂ファーム」に触れておく必要がある。
これは、三井物産の関連企業を早期退職したサラリーマン３人が設立した農業生産法人である。現在、町内の農家から農地を借りて、コメ、トマト、ブドウなどを栽培している。

町としては、農業の担い手が増えて地域の活性化に直結するし、企業としても、中高年層のリストラを進められるだけではなく、従業員の第２の人生の斡旋事業となる。この点では、両者の利害が一致している。町では現在のところ、営農指導だけではなく、近所付き合いなど生活面での相談員も付けた全面支援の態勢を組んでいる。

(3) この他、日立製作所と共同開発した生ゴミリサイクル事業についても触れておく必要があろう（現在、試験プラント稼働中）。

これは、同町内のレストランやゴルフ場から出る生ゴミを堆肥に変える設備で、現在のところ１日300kg の生ゴミを受入れ、日産30kgの堆肥を生産し、これを町内の農家が使用している。

一般家庭から出る生ゴミについては、現時点では回収に使用するポリエチレンの袋がネックとなって堆肥プラントでの処理が不可能であるが、現在、生分解プラスチックの袋を使った処理実験を行っており、その結果が得られれば、家庭生ゴミも堆肥化して再使用する予定がある。

8. 全体の評価・考察

(1) 地元、赤坂町にも単協（赤坂農協）が在り、またその上部団体である岡山県連が存在しているにも関わらず、町が私企業（三井物産）をパートナーに選んだという事実は、象徴的でも在り、かつ重要な意味を持つ。

農業を再生し、その水準を高めるためには情報、創造性、ネットワークといった要素が不可欠であり、それが現在の日本ではどこに存在しているかをこの事例は教えている。

(2) 一般論として、行政と私企業の関係は難しい。
行政は私企業を「業者」「営利追及の権化」と見る傾向があり、また、特定の私企業と太い関係ができることを嫌う傾向もある。

赤坂町は勇気を持って自らその方法を選択し、さらにそれを客観化するために第三セクターまで設立している。この態度は、実践性及び実効性の視点から高く評価してよい。

(3) 赤坂町で試みられている、社会システム的な農業の発想は、日本農業の今後歩むべき１つの方向である。
大規模農業だけがこれからの農業ではないという意味で、極めて重大な意味を有する。

ある見方をすれば、都市は、①巨大な堆肥の生産地であり、②（退職者など）農村への人材の供給地であり、③（巨大企業に属する人材など）情報、創造性の供給地でもある。

「都市は農作物の消費地、農村はその供給地」と片務的に考えるのではなくこのように双務的に考えることは、双方の社会的コストを最小化する（例えば、ゴミ処理費用、堆肥費用の軽減）と同時に、「特定された消費者」という新しい顧客を農業側が獲得する機会ともなる。

9. 企業家精神の視点から

(1) 企業家を「特定された個人」と規定するならば、このケースは「企業家的な何か」を考える事例には相応しくないであろう。

しかし、全体的に考察すると、やはり相当にイノベーティブな事例である。農産物（コメ）の付加価値を高めるという発想もさることながら、それをマーケットに結びつける赤坂町の「手練手管」が見事であろう。

(2) 三井物産社内では「なぜ、肥料部はもっと肥料を売らないのか」との批判が無い訳でもない（肥料部談）が、この種の事業は短期的な利益計算だけでは出来ない面もある。

その意味では、このコンサルティング事業そのものが一種の社内ベンチャーの役割を果たしている。

4

1.名称	2.所在地	3.形態
家子憲昭氏（稲作農家）	岩手県江刺市	個　人

4.事業の特徴

家子憲昭氏自身も、東北のコメどころ江刺市で10haの水田を耕す大規模専業農家である。氏は農協を通さない、独自の販売ルートを長年にわたり開拓し続けた。今では、自らの水田耕作以上に、一般農家からのコメの集荷、販売が氏の大きな事業になっている。

5.データ

・耕作農家から直販農家へと発展さらに農家から企業家に発展

6.事業の経緯

(1) 江刺市でコメづくりを専業に営んでいる家子氏は、かなり以前から、コメづくりの将来性に不安を感じていた。
その不安とは、「いずれ外国の安いコメが日本国内にも入ってくる時期が来る、その時、高い日本のコメは残っていけるのか」「自分の手で作ったコメを、どうして直接食べる消費者に買ってもらえないのか。直接、消費者と接する機会がなくて、どうして消費者に喜んでもらえるようなコメづくりができるのか」といった、真剣にコメづくりに取組んでいる人々に共通した不安であった。

(2) その対策として家子氏が取った手段が、①耕作規模の拡大による安いコメづくりと、②自分で作ったコメを小売店へ直接販売することであった。

後者の、小売店への直接販売は旧法（食糧管理法）の下では明らかに違法であり、いわゆる「やみ米」の販売に当たった。しかし、美味しいコメに対する重要は相当に根強く直販量は増加し、やがて自家耕作のコメだけでは量的に対応し切れなくなった。

そこで平成元年前後から、近隣の農家からもコメを買い付けるようになってきた。家子氏は食糧管理法上は集荷権の無い一農家に過ぎないから、この行為は違法に違法を重ねたことになった。それでも近隣農家が家子氏にコメを売ったのは、①農協（国指定の一次集荷業者）に出すよりも家子氏の方が高い値で買ってくれること、②現金で買ってくれること（通常、農協は秋にコメを集荷し、代金は翌年払い）、この2つが理由であった。

消費者（正確には米穀小売店）と生産農家の双方にとってメリットのある取引きであったため、当然ながら取引きは拡大の方向に向かった。しかし、同時に監督官庁や農協の厳しい視線も覚悟する必要があった。

新法（食糧流通法）では、家子氏の行ってきたような行為も、ようやく合法的な行為として認められるようになってきた。

7.詳細情報

(1) 家子氏の事業は、集荷、販売の部分が段々大きくなり、今では従業員を１０人も使う「中小企業」となった。従って、現在の家子氏の仕事は「良いコメをいかに大量に買い付けるか」と「それを、いかに好条件で小売り商に販売するか」、集荷と販売の２点に尽きる。

家子氏の平成７年の実績は、近隣町村の５００軒の農家から２万俵のコメを集めた。そのために、家子氏は自分の農地を担保に入れ、運転資金として５億２千万円を都市銀行数行から借入れた。理由は、農家からコメを買入れるためにはどうしても即金が必要だからである。

(2) 家子氏に平成７年にコメを売った５００軒の農家の一人に、例えば宮城県金成町のＳ氏がいる。Ｓ氏はコメの専業農家で、家子氏との取引（食糧管理法上は「横流し」）はここ数年すこしづつ増えてきた。平成７年のＳ氏の収穫は約 800俵であったが、今年はとうとう全量をＳ氏は農協ではなく家子氏に販売した。家子氏がＳ氏に提示した買入れ価格は１俵が１万９千５百円、農協の買入価格よりも１俵につき千３百円高かった。

Ｓ氏によれば、「農民の心理として（従来からの農協との関係もあるので）、１俵につき千円以内の買入価格の値段差であれば、間違いなく農民は農協に売る。しかし、千円以上の値段差がつけばもう迷う農民はいないのではないか」とのことである。因みに家子氏によれば、金成町内にはＳ氏を含めて９軒の農家が（同町の全農家戸数は1200戸）平成７年に家子氏にコメを売ったという。

このＳ氏の行動を重くみた地元、金成町農協は平成７年１１月にＳ氏を農協に呼出した。理由は「Ｓ氏は同農協に対して事前に 750俵の出荷予約をしておきながら、１俵も出荷しなかったのは誠にけしからんことで、農協としても出荷計画が狂い大きな影響を被った」ということであった。これに対しＳ氏は「農民は大きな負債を背負っているのであり、少しでも有利な出荷をしたいとい気持は当然ではないか」と反論、結局、両者に歩み寄りは認められなかった。

その数日後、金成町農協からＳ氏に対して一片の連絡が届いた。その内容は、「Ｓ氏に対し、今後は系統（農協）として断固たる措置をとる」という短い内容であった。

「系統として断固たる措置」という表現が意味するところは、来春（平成８年）の田植えに必要な種子（苗）、肥料、農薬その他の農業資材をＳ氏には販売拒否するという意味である。

実際問題として、この措置はＳ氏が今後も農業を続けていく上で非常に困難なことになった。というのは、Ｓ氏は来春の田植えに際して、苗、肥料などを何処か他所から調達せざるを得なくなったが、問題はそれらの代金を購入時点で支払わなければならなくなったことである。従来のように農協から購入することができるならば、代金をその時点で支払う必要はなく、翌年のコメ代金の中から自動的に差引かれるのであった。そこまでして金成町農協がＳ氏に圧力を掛けてきたのは、連鎖反応的にＳ氏のように農協に出荷しない農家が増えると、農協としては死活問題になるからである。

(3) 一連のトラブルは、当然、家子氏も知るところであった。また、似たような問題が他の取引農家と農協でも起こっているところがあった。
そこで、家子氏は取引農家に対する融資制度を持つ必要性を痛感した。但し、そのままで融資を業として行うことは「貸金業法」に抵触する。そこで、家子氏は既に貸金業法の「貸金業者登録」も取得し、平成８年からは農協よりも実質的に低い金利（２％程度を予定）で、取引農家に対する融資も行う予定である。

(4) 現在、家子氏のコメの販売先は、東京を中心に全国７３の小売店、スーパーである。そのいずれもが、家子氏自ら足を運んで訪問、開拓してきたところばかりであるが、販売先が拡大してくると、家子氏自身も想像もつかなかった問題が生じてきた。それは、代金を支払わない納入先が出てきたのである。改めて、債権（売掛金）管理、信用管理の重要性を思い知らされた。現在、信用調査会社の活用を検討中である。

8.全体の評価・考察

(1) Ｓ氏に対する金成町農協の態度は、農協の組織防衛としては意味があっても、農民厚生の観点からは全くのナンセンスである。

もし、Ｓ氏の行動が同農協の他の農家にとっても真に不利益な行動だと評価されるならば、公然と第三者にもその理由を明示し、除名を含めた厳しい処分をＳ氏には下すべきである。

9.企業化精神の視点から

(1) 法令上の違法を認識しつつも、処罰覚悟で直接販売網を拡充していった家子氏の信念と行動は、荒海に船を漕ぎ出すようなベンチャー精神そのものである。

このような企業家が全国にも多数いた（富山県の川崎商店などは特に著名）ことが、自由米（ヤミ米）の流通を拡大して食管制度を空疎なものにし、

「系統として…」などという表現は、農協の組織内の論理であって農民にとってはどうでもよい問題のはずである。

(2) 家子氏が融資の必要性に気付いたという事実は、実はわが国の農業の制度的な欠陥を浮き彫りにしている。

一般に「農民は土地から離れられない」といった理解がなされているが、この場合、物理的、地理的な意味での土地との緊密性だけではなく、金融上の意味でも土地に拘束されているという現実があることを重視すべきである。

種子、肥料、その他のあらゆる資材（味噌、醤油、衣料といった生活資材も含めて）が後からコメ代金と相殺されるという農協を介した現在のシステム（一種の間接金融）が、農民から行動の選択の自由をうばっているという事実である。一見、農民のために合理的に見えるこのシステムが、現在もなお有効か否かは（地域によっても異なろうが）厳密に検証されるべきであろう。

現実には、担保力の弱い農民のために農協金融や政府系機関（農林中金）が存在しているが、その機能が十分でないことは今日明白である（いわゆる「住専問題」では、農協が一体どこに資金の貸付けをしていたであろうか）。

農民にとって本当に必要なことは、キャッシュフローベースの改善である。その意味では、「コメ代金の前払い」を制度として確立することが必要であろう。

結果的に食管制度を廃止に向かわせた一大要因となっている。

(2) 取引農家に対する融資を制度化し、顧客への債権管理、信用管理を重視していく家子氏の事業行動は、単なる「起業」の世界からマネジメントを重視する「企業」への転換を示す、明瞭な事例であろう。

例えば、政府がコメを買上げるとした場合は、ある暫定価格を事前に決め、その暫定価格で春の田植えの時期の前に農民に対して仮払いをするのである。米価の最終価格は、収穫後の需給関係などを反映して後で決まるから、最終的には収穫後に過不足の調整をすればよいことになる（農民が政府にコメを売却しなかった場合は、この時点で仮払金を返還させるのである）。

これによって、秋の収穫期に「誰に販売しても自由」という新法（食糧流通法）の精神が初めて担保されることになろう。このような制度上の工夫なくしては、農民を真に自由な存在に（農協からも自由な存在に）することは不可能である。

また、農民のキャッシュフローベースでの改善は、単に農業の問題だけではなく、農民の実質的生活水準の向上も可能にする重要な意味があることを知るべきであろう。

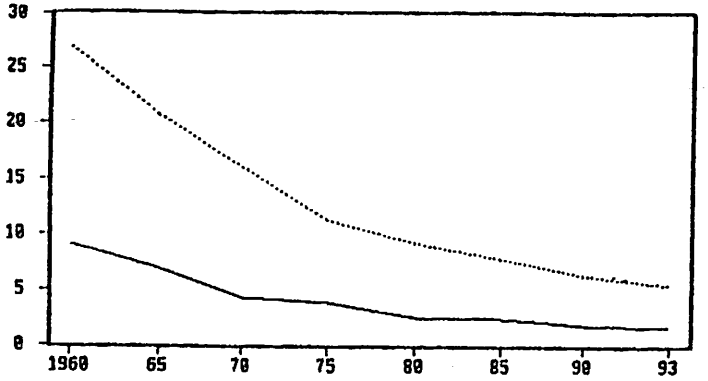

図１　日本の農業の経済にしめる比重（%）

— 国内総生産（GDP）　┈ 就業者数

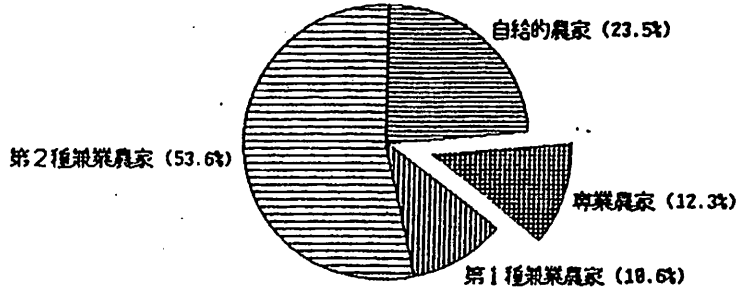

図２　自給的農家及び専業・兼業別農家の割合　1994年

資料：「農家経済調査報告」農林水産省

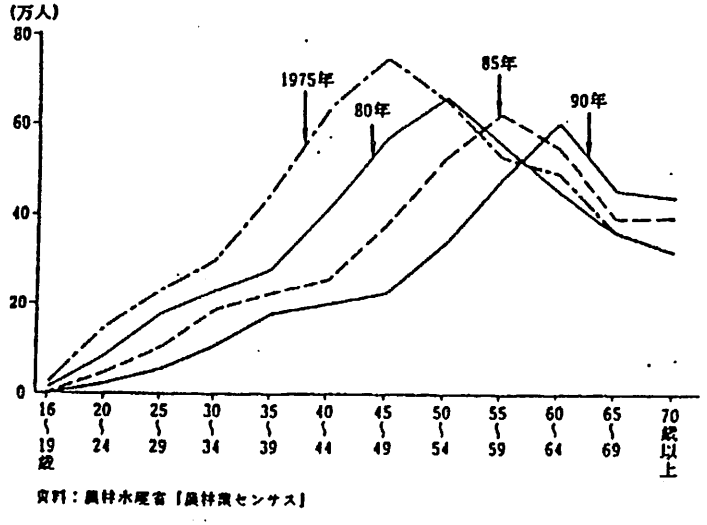

図３　基幹的農業従事者の年齢構成の推移

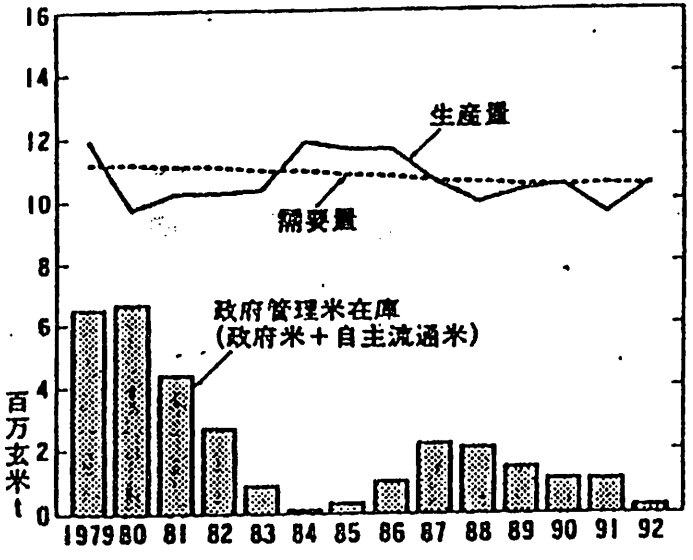

図４　米の需給動向

鈴木康夫（九州東海大）：「中山間地域における環境保全型農業の展開と持続可能性 ー阿蘇南外輪地域および九州山地を例としてー

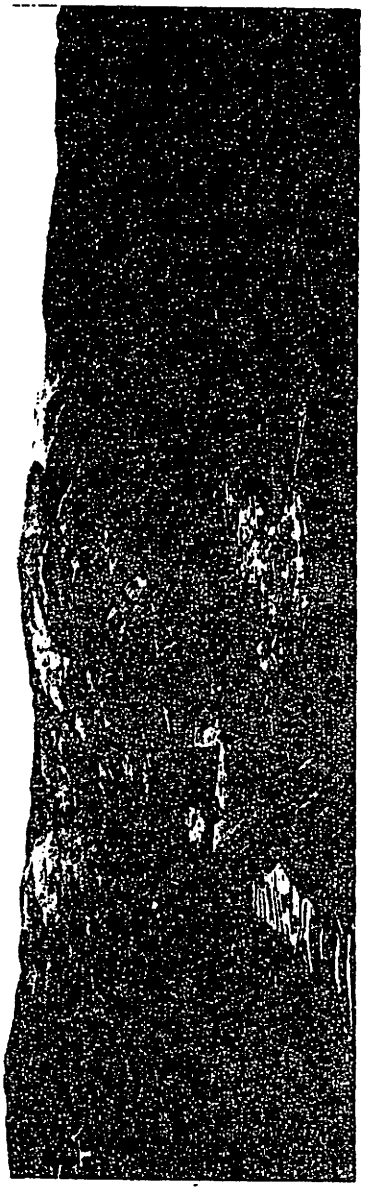

写真　諸塚村のモザイク林相（黒葛原地区）1994年11月鈴木撮影

経済地理学会1997年シンポジウム

「日本農業・農村の再編・再生論」

中山間地域における環境保全型農業の展開と持続可能性

－阿蘇南外輪地域および九州山地を例として－

鈴木　康夫（九州東海大学）

1．はじめに

（研究目的と意義）

＊中山間地域における伝統的「環境保全型農業」の存立形態

・地域農家の複合経営がはたす環境保全機能

・「問題地域」化している中山間地域の振興策

＊経済地理学分野からの環境保全型農業論

・生産性向上と環境保全は両立するか

・農業の公益的機能の評価と農業環境政策

2．研究対象地域の自然的・社会的条件

＊自然的条件…年間をとおしての耕地利用が可能な気候

・中間地域…高冷地、起伏のある緩斜面地形（高原、丘陵、浸食谷）

・山間地域…森林多い、平坦地は少ない、ブナ帯の植生

＊社会的条件

・集落が広範囲に分布、散在小集落、私有林卓越、伝統的有機農業

・個性的な地域づくり、公民館活動の継続、農村リゾート構想の波

3．中山間地域農業の性格と存立形態

＊地形・気候的条件に制約される「条件不利」地域の農業

・面的にまとった平坦地がない、田畑の混在と傾斜地の卓越

・消費市場から遠い、農外労働市場に恵まれない

＊地域農業の存立を規定しているのは「地域資源利用型」複合経営

・米、野菜、茶、栗、シイタケ、畜産などの多分野・多品目複合経営

・地域資源を効果的に利用する物質循環型環境保全農業

・自家用菜園の卓越、林野の効果的利用、半自給的生活システム

4．環境保全型農業の地域的展開

＊自然農法、有機農法の卓越

＊中間地域における景観保全型農業

・高原の牧草地保全

・丘陵地域の集落景観保全

＊山間地域の山腹斜面保全型農業

・シイタケ栽培とくぬぎ自給生産

5．「問題地域」化の進展と地域振興策

＊国際化による地域問題の多発

・シイタケ、牛、木材の価格低落と地域経済の不振

・後継者の回帰がみられない

＊農林家の対応と農林業振興策の展開

・施設園芸による野菜、花きの生産

・行政丸抱え的な担い手農家の保護と営農基盤整備

6．中山間地域における環境保全と地域農業の持続可能性

＊中山間地域の町づくり・村おこしと環境保全

・グリーンツーリズム戦略と宿泊施設整備

・有機農産物の付加価値の高まり

＊環境保全型農業の持続可能性と地域政策

・持続の鍵をにぎるのは社会保障と所得保障、後継者の一時的受け皿

・価格支持制度の拡大運用、担い手層の育成を政策面から支援

7．まとめにかえて（中山間地域再編の課題）

・現状の過疎地振興のための補助金の一本化と使途の見直し

・環境保全型農林業の有する公益的機能の地域・具体的評価

・「定住」と「再生産」を重視した農林環境政策の確立

表1．研究対象地域の農業地域区分

	農業地域区分	耕地率 (%)	林野率 (%)	一戸平均経営面積 耕地(a)	山林(ha)
熊本県 高森町	中間	15.7	74.1	224.7	11.1
蘇陽町	中間	16.5	71.5	137.5	9.4
宮崎県五ヶ瀬町	山間	3.1	88.4	71.9	15.6
諸塚村	山間	1.1	94.8	30.7	30.4

農林業センサス(1995.1990) による

表2．人口および就業者の構成（1995）

	人口 (人)	年齢別人口構成(%) 年少層	生産年齢層	高齢層	就業者数 (人)	産業別就業者構成(%) 第一次	第二次	第三次
熊本県 高森町	7703	17.3	59.1	23.6	3860	30.2	21.6	48.2
蘇陽町	4850	16.1	57.6	26.4	2509	44.4	21.4	34.1
宮崎県五ヶ瀬町	5265	18.5	56.1	25.4	2717	42.2	22.2	35.6
諸塚村	2688	19.8	55.6	24.6	1377	41.8	23.7	34.6

注：年少層は15歳未満，生産年齢は15-64 歳，高齢層は65歳以上
国勢調査(1995)による

表3．専兼業別・経営規模別の農家形態比較

	総農家数	専業	一種兼業	二種兼業	0.3 ha未満	0.3 -0.5	0.5 -1.0	1.0 -1.5	1.5 -2.0	2.0 -2.5	2.5 -3.0	3.0 -5.0	5.0 ha以上
熊本県 高森町	669	232	202	235	86	48	103	64	65	56	51	125	71
		(35)	(30)	(35)	(13)	(7)	(15)	(10)	(10)	(8)	(8)	(19)	(11)
蘇陽町	810	220	204	386	178	72	174	116	66	57	55	66	26
		(27)	(25)	(48)	(22)	(9)	(21)	(14)	(8)	(7)	(7)	(8)	(3)
宮崎県五ヶ瀬町	737	104	221	412	156	136	272	110	43	11	3	6	12
		(14)	(30)	(56)	(21)	(18)	(37)	(15)	(6)	(1)	(0)	(1)	(2)
諸塚村	404	26	110	268	179	181	44	−	−	−	−	−	−
		(6)	(27)	(66)	(44)	(45)	(11)						

単位：戸．（）内は小数第一位を四捨五入の%値
0.3ha未満 層には例外規定農家をも含む
農業センサス(1995)による

表4．経営耕地の内訳

	経営耕地面積	水田	普通畑	茶園	果樹園	牧草地	その他
熊本県 高森町	1503	310	1045	2	7	55	84
		(21)	(70)	(0)	(0)	(4)	(6)
蘇陽町	1114	427	430	42	149	7	59
		(38)	(39)	(4)	(13)	(1)	(5)
宮崎県五ヶ瀬町	530	305	129	75	6	2	12
		(58)	(24)	(14)	(1)	(0)	(2)
諸塚村	124	75	22	18	3	4	2
		(60)	(18)	(15)	(2)	(3)	(2)

単位：ha．（）内は小数第一位を四捨五入の%値
農業センサス(1995)による

表5．主要農産物と農業粗生産額(1995)

順位	高森町 品目	粗生産額 (百万円)	構成比 (%)	蘇陽町 品目	粗生産額 (百万円)	構成比 (%)
1	野菜	1080	37.2	野菜	510	22.6
2	肉用牛	450	15.5	米	450	19.9
3	米	440	15.2	鶏卵	300	13.3
4	肉用鶏	320	11.0	工芸農作物	300	13.3
5	工芸農作物	260	9.0	肉用牛	170	7.5
6	いも類	100	3.4	果実	140	6.2
7	花き	90	3.1	花き	50	2.2
8	種苗・苗木	40	1.4	加工農産物	40	1.8
9	牛乳	40	1.4	牛乳	40	1.8
10	果実	20	0.7	種苗・苗木	30	1.3
	その他	60	2.1	その他	230	10.2
	粗生産額合計	2900	100	粗生産額合計	2260	100
	一戸当たり生産所得	1764千円		一戸当たり生産所得	1093千円	

順位	五ヶ瀬町 品目	粗生産額 (百万円)	構成比 (%)	諸塚村 品目	粗生産額 (百万円)	構成比 (%)
1	野菜	427	29.5	肉用牛	83	33.1
2	米	372	25.7	米	72	28.7
3	肉用牛	234	16.2	野菜	38	15.1
4	工芸農作物	185	12.8	工芸農作物	22	8.8
5	花き	133	9.2	加工農産物	12	4.8
6	加工農産物	41	2.8	雑穀・豆類	5	2.0
7	牛乳	10	0.7	果実	5	2.0
8	雑穀・豆類	8	0.6	鶏卵	4	1.6
9	いも類	4	0.3	いも類	3	1.2
10	鶏卵	4	0.3	花き	2	0.8
	その他	26	1.8	その他	5	2.0
	粗生産額合計	1445	100	粗生産額合計	251	100
	一戸当たり生産所得	981千円		一戸当たり生産所得	275千円	

農林水産省(1997)「生産農業所得統計」による

No.2

表6．S集落の農家経営と地域資源の活用

農家番号	専兼別	経営形態(収入順) 1	2	3	4	5	山林 規模	原木	自給産物資源 野菜	植物	卵	肉	茶	米	環境保全型営農 無農薬	減農薬	[illegible]
1	A	ピ	牛	米	シ		D	X	O	O	O	O	X	O	自給野菜	米	O
2	A	シ	ト	米	牛	材	C	X	O	O	X	O	X	O	自給野菜	米	O
3	A	イ	ピ	シ	牛	米	D	X	O	O	X	O	X	O	自給野菜	米	X
4	B	ピ	シ	牛			D	X	O	O	X	O	X	O	自給野菜	米	O
5	B	米	ピ	シ	牛		D	X	O	O	X	O	X	O	自給野菜	米	O
6	B	ピ	シ	米			D	X	O	O	X	X	O	O	茶，[illegible]	米	O
7	B	牛	ピ	米	シ		D	X	O	O	X	O	O	O	茶，[illegible]	米	X
8	C	シ	米				D	X	O	O	O	O	X	O	野菜自給	米	X
9	C	米	シ				D	X	O	O	X	O	X	O	野菜自給	米	X
10	C	シ	米				D	X	O	O	O	O	X	O	野菜自給	米	X
11	C	米					D	X	O	O	X	O	X	O	野菜自給	米	X
12	C	米	豆	シ			D	X	O	O	X	O	X	O	野菜自給	米	X
13	C	米					D	X	O	O	X	O	X	O	野菜自給	米	X
14	C	米					D	X	O	O	X	X	X	O	野菜自給	米	X
15	C	米					D	X	O	O	X	O	X	O	野菜自給	米	X
16	D	イ	米				D	X	O	O	O	O	X	O	野菜自給	米	O
17	D	米					D	X	O	O	O	X	X	O	野菜自給	米	X
18	D	米	材				D	X	O	O	X	X	O	O	茶，[illegible]	米	X

専兼別のAは専業、Bは第一種兼業、Cは第二種兼業、Dは例外規定
経営形態の材は木材、シはシイタケ、米竹は米と竹の子、
イはイチゴ、ピはピーマン、トはトマトをさす
山林規模のAは50ha以上、Bは20-50ha、Cは5-20ha、Dは1-5haを
原木のXはシイタケ栽培のホダ木自給不可能をさす
1996年の経営実績　（聞き取り調査により作成）

表7．T集落の農家経営と地域資源の活用

農家番号	専兼別	経営形態(収入順) 1	2	3	4	山林 規模	くぬぎ	自給産物資源 野菜	植物	卵	肉	茶	米	環境保全型営農 無農薬	減農薬	[illegible]
1	A	シ	材	竹		B	OO	O	O	O	O	O	O	茶，野菜	米	O
2	A	シ	材	米	茶	A	OO	O	O	O	O	O	O	茶，野菜	米	O
3	A	材	シ	米		A	OO	O	O	O	X	O	O	茶，野菜	米	O
4	B	材	シ	竹	米	B	OO	O	O	O	O	O	O	茶，野菜	米	O
5	B	材	シ	茶		C	OO	O	O	O	O	O	O	茶，野菜	米	O
6	B	材	シ	竹		A	OO	O	O	O	O	O	O	茶，野菜	米	O
7	B	材	シ			C	OO	O	O	O	O	O	O	茶，野菜	米	O
8	C	シ	材	茶		C	OO	O	O	O	O	O	O	茶，野菜	米	O
9	C	材	シ			C	OO	O	O	O	O	O	O	茶，野菜	米	O
10	C	材				C	O-	O	O	O	O	O	X	茶，野菜		O
11	C	材				C	O-	O	O	X	O	O	X	茶，野菜		O
12	C	シ	材	米		B	OO	O	O	O	O	O	O	茶，野菜	米	O
13	C	シ	材	米		C	OO	O	O	O	O	O	O	茶，野菜	米	O
14	C	材				D	O-	O	O	O	O	O	X	茶，野菜		O
15	C	材	シ	米		B	OO	O	O	O	X	O	O	茶，野菜	米	O
16	C	シ	材	竹	米	C	OO	O	O	O	O	O	O	茶，野菜	米	O
17	C	材	シ			C	OO	O	O	O	O	O	X	茶，野菜		O
18	C	材				B	O-	O	O	O	X	O	O	茶，野菜	米	O
19	C	材	茶	米		C	O-	O	O	O	O	O	O	茶，野菜	米	O

専兼別のAは専業、Bは第一種兼業、Cは第二種兼業
経営形態の材は木材、シはシイタケ、竹は竹の子をさす
山林規模のAは50ha以上、Bは20-50ha、Cは5-20ha、Dは1-5haをさす
くぬぎのOはくぬぎ林保有とホダ木自給可能をさす
1996年の経営実績　（聞き取り調査により作成）

表8．S集落の農家経営の変化

農家番号	経営縮小 (規模縮小	収入減)	新規導入部門
1			露地野菜
2			施設野菜
3			施設，露地野菜
4			露地野菜
5			露地野菜
6			露地野菜
7			露地野菜
8	O	O	
9	O	O	
10	O	O	
11	O	O	
12	O	O	露地野菜
13	O	O	
14	O	O	
15	O	O	
16	O	O	施設野菜
17	O	O	
18	O	O	

1997年5月現在
（聞き取り調査により作成）

表9．T集落の農家経営の変化

農家番号	経営縮小 (規模縮小	収入減)	シイタケ栽培 生産増	乾化	[illegible]	木材	山菜	新規導入経営部門	備考
1			0	0	0	0		X	人工ホダ場への移転，村単補助
2			0		0	0		X	村単補助
3			0			0		X	村単補助
4			0			0	0	X	村単補助
5	0					0		X	村単補助
6			0			0	0	X	村単補助
7			0			0		X	村単補助
8	0	0						X	
9	0	0				0		X	
10	0	0				0		X	
11	0	0				0		X	
12	0	0				0		X	
13	0	0						X	
14	0	0						X	
15	0	0				0		X	
16	0	0						X	
17	0	0						X	
18	0	0						X	
19	0	0						X	

1997年5月現在
（聞き取り調査により作成）

表10．財政と主要建設事業の実態

	人口(人)	財政状況 普通会計(億円)	自主財源比率(%)	主要建設事業
熊本県　高森町	7703	6.080	26.4	国体テニス会場施設整備事業、自然公園整備事業 町営住宅整備事業
蘇陽町	4850	5.148	15.1	そよトピア拠点施設整備事業、 健康と福祉の町づくり事業、生活環境整備事業
宮崎県五ヶ瀬町	5265	4.941	17.2	森林教育の森整備事業、国保病院建設事業 下水道整備事業、農業集落排水施設建設事業
諸塚村	2688	6.600	19.2	林業地域総合整備事業、流域林業推進モデル事業 林業構造改善事業、ゆう遊プレイランド整備事業

財政は平成6年度実績，事業は平成8年度現在実施途中のものと平成9年度開始分，人口は国勢調査(1995)による

表11．グリーンツーリズム関連施設整備状況

	宿泊施設 ホテル	キャンプ場	農家民宿	主要観光資源
熊本県　高森町	1	2	0	阿蘇根子岳，山菜採り 渓流釣り（大野川流域）
蘇陽町	1	1	0	そよとピア，山菜採り 渓流釣り（五ヶ瀬川流域）
宮崎県五ヶ瀬町	1	0	12	五ヶ瀬ハイランドスキー場，霧立越（トレッキング），山菜採り 祇園神楽，荒踊り，渓流釣り（五ヶ瀬川流域）
諸塚村	0	1	2	諸塚山，六峰街道，周回型林道，諸塚神楽 渓流釣り（耳川流域），山菜採り

1997年5月現在

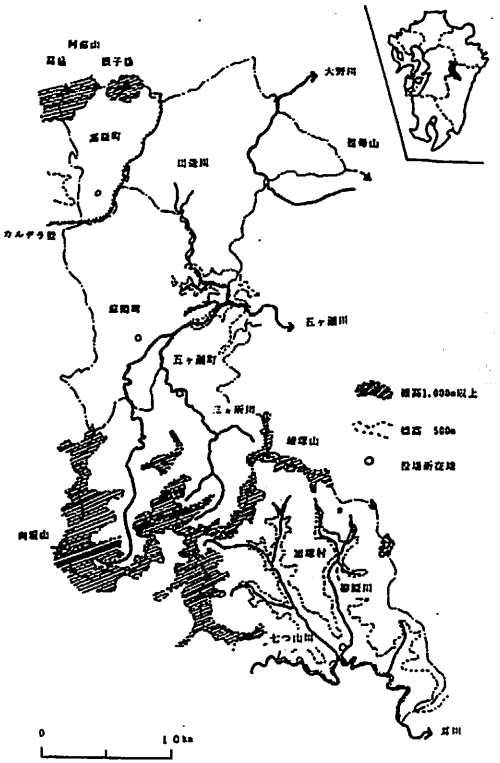

図１．研究対象地域

（２０万分の１地勢図より筆者作成）

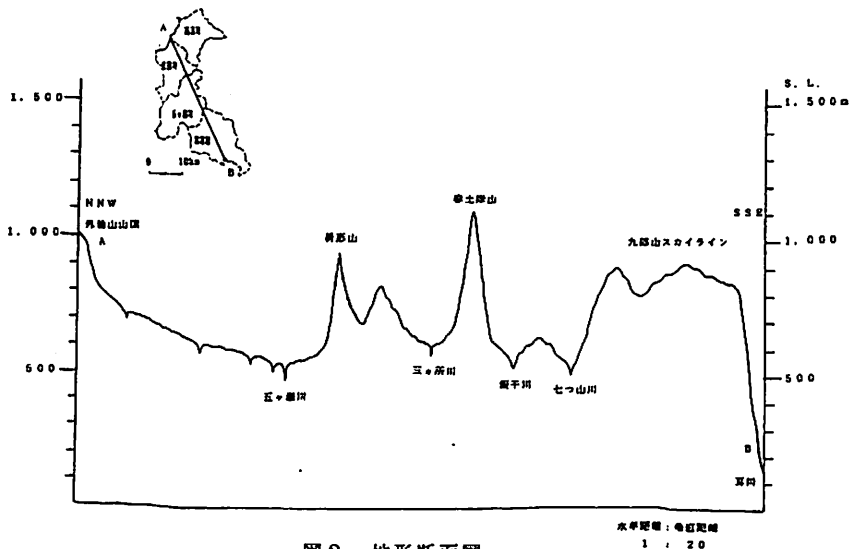

図２．地形断面図

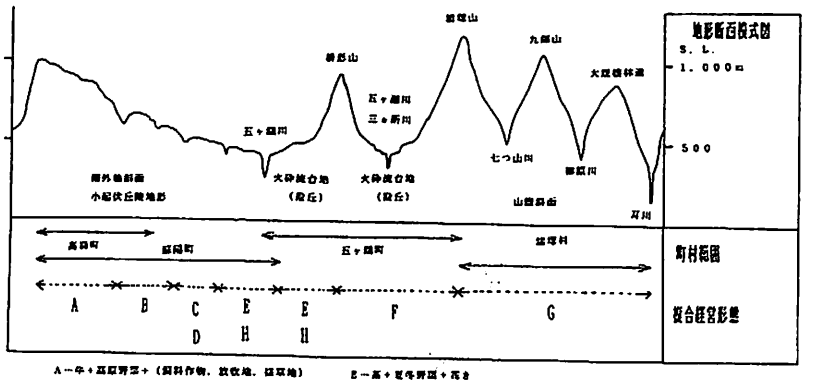

A－牛＋高原野菜＋（飼料作物，放牧地，採草地）
B－高原野菜＋たばこ＋米
C－しいたけ＋牛＋米＋（飼料作物，採草地）
D－高原野菜＋牛＋（飼料作物，採草地）
E－茶＋夏秋野菜＋花き
F－夏秋野菜＋花き＋茶＋しいたけ＋木材
G－木材＋しいたけ＋茶＋牛
H－米＋果樹

図３．地形断面模式図と複合経営形態

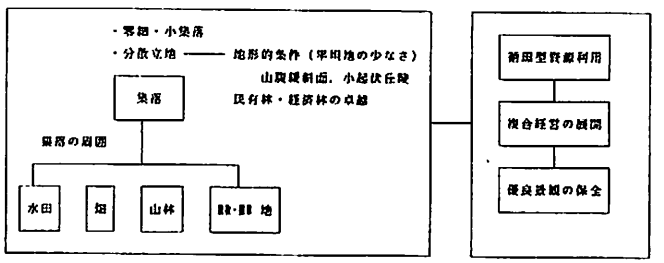

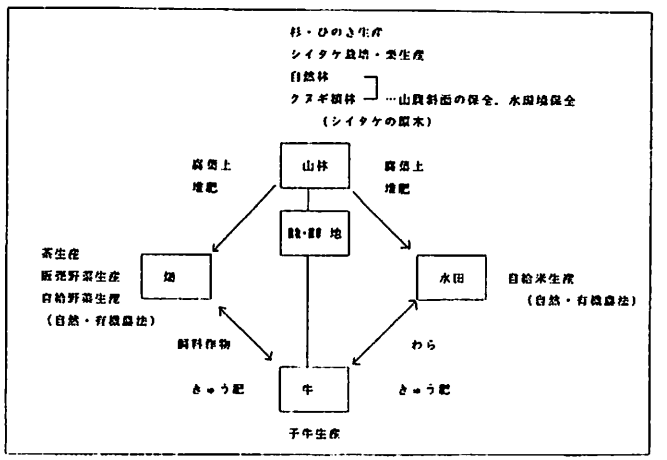

図４．当該地域における環境保全型農業の構図

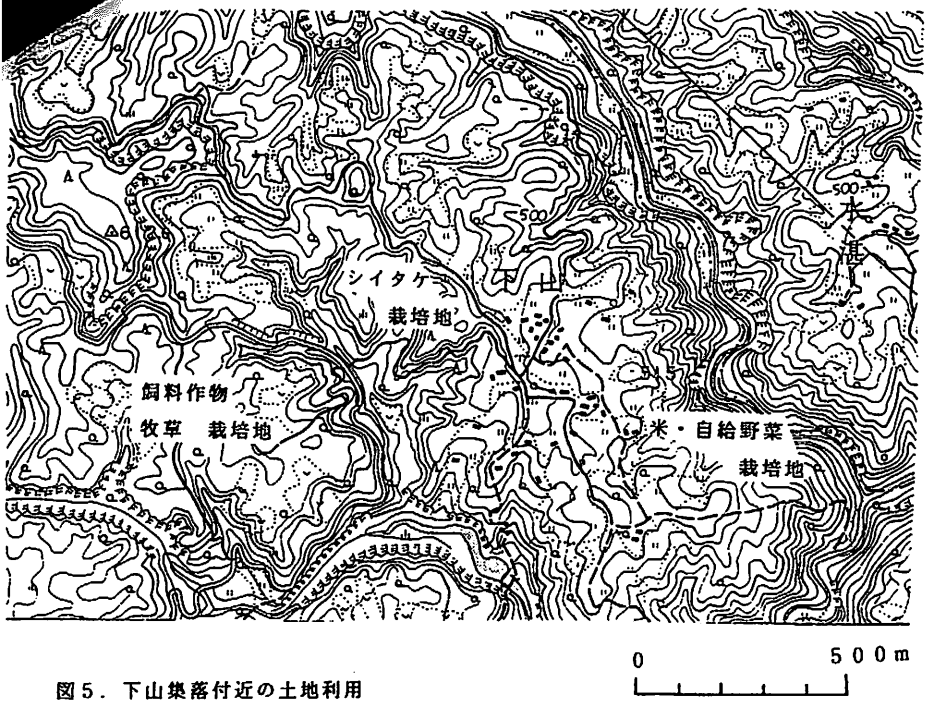

図５．下山集落付近の土地利用

（２万５千分の１「高森」を転写）

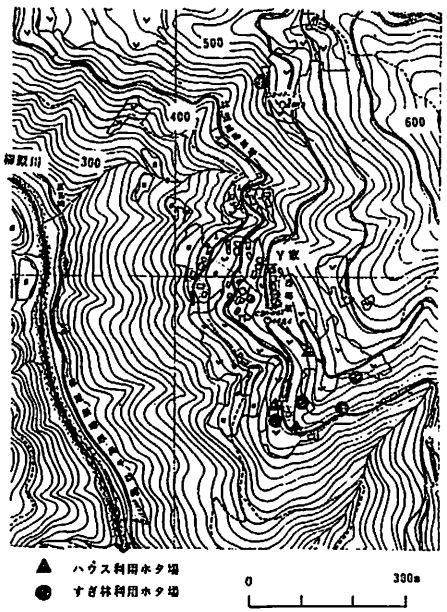

図6．黒葛原地区Y家のホダ場

（1997年５月現在．聞き取りにより作成）

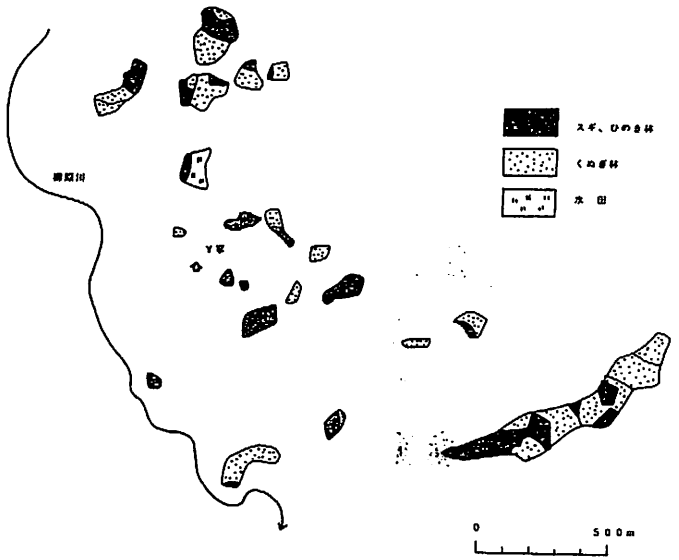

図7．黒葛原地区Y家の所有地の分布と土地利用

（1997年５月現在．聞き取りにより作成）

写真1．阿蘇山南外輪斜面の土地利用景観
（高森町草部地区，1997年5月筆者撮影）

写真2．諸塚村黒葛原地区のモザイク林相
（1996年1月筆者撮影）